
令和4年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

令和4年6月14日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和4年6月14日 午前8時56分開議

- 日程第1 一般質問 7. 桜下 善博 議員
8. 桑原 三平 議員
9. 三浦 浩明 議員
10. 松蔭 茂 議員
11. 河村 隆行 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 桜下 善博 議員
8. 桑原 三平 議員
9. 三浦 浩明 議員
10. 松蔭 茂 議員
11. 河村 隆行 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 河村由美子君 | 6番 松蔭 茂君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 藤升 正夫君 | 10番 中田 元君 |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前 8 時 56 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7 番目の通告者、1 番、桜下議員の発言を許します。1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 改めまして、おはようございます。1 番、桜下でございます。どうかよろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、大変うれしいニュースがありましたので、同僚議員も言われませんでしたので、一言述べさせていただきますが、2 週間前までに行われました島根県高校総体におきまして、吉賀高校の硬式テニス地域クラブが、見事に団体が準優勝、個人が優勝、ダブルスも準優勝という、本当に近年ない輝かしい成績を収められました。しかも、入学をしてまだ 3 か月もたたない 1 年生の選手であります。大会に出場された選手は、全て 4 月に入学された 1 年生の選手であります。この選手たちが、並みいる強豪校、あるいは 3 年生を相手に圧倒的な力で、島根県で準優勝、個人も優勝、ダブルスも優勝という、本当に輝かしい成績を収められました。この部は、まだ正式な部でなくて、地域クラブという部で参加をされたそうであります。まだ 1 年生ということで、向こう 3 年間吉賀高校は、硬式テニスでは敵なしだろうと既に言われております。

その影響で、来年の生徒募集にも、吉賀高校でぜひテニスをやりたいという子が増えてくるのではないかという、本当にうれしい誤算の希望もしておるところであります。私も、吉賀高校のOBとしまして、心よりお祝いと、町民挙げてこの快挙に感謝したいと思います。おめでとうございます。

それでは、質問をいたします。

私は今回3点通告をしてあります。同僚議員は、六日市病院の問題をはじめ、大変重たい課題について質問をされましたが、私は、今、町民の皆さんが一番疑問に思っている、なぜだろうということを質問させていただきます。

実は、私に何人もの町民の皆さんから、おかしいんじゃないかと、経緯はどうだったんだろうかという質問が寄せられました。それを基に、このたび質問をさせていただきます。

2問、教育長に質問させていただきます。

1つは、夢・花マラソンの中止決定の経緯についてであります。私は、この夢・花マラソンが中止したことについては、中止についての否定をするものでもありません。これはもう開催中止につきましては、これは決められたことですから、そのことについての否定はしませんが、疑問も持ちませんが、この中止に至った決定の経緯について、どうしても疑問がありますので、このたび質問をすることにしました。

ここに、実行委員会の資料を持っておりますが、この実行委員会は、体育協会、スポーツ推進委員、早くいえば六日市病院ですね、医療関係、それから吉賀町小中学校長会、吉賀高等学校、商工会、それから吉賀町連合婦人会からなります夢・花マラソンの役員会であります。この役員会で、開催中止ということ協議をされたと思いますが、この中止が決まったのが、4月の24日が開催日であります。僅か10日前に中止が決定をされました。本当、日にちが迫ってからであります。

その当時の関係者の皆さんからいろいろお話を聞きましたが、実は、3月31日を最後に、町内から感染者、陽性者は出ておりません。しかも、まん延防止特別措置も既に解除になっておりました。そういう事情もありますが、このたびの夢・花マラソンは、参加者を455人、つまり例年でしたら1,500人程度ですが、3分の1に絞っております。そして、参加者も中国5県だけに絞って募集しております。つまり、4月最後の実行委員会、4月14日でありましたが、このときには既にエントリーも締め切って、参加料も集めて粛々と準備が進められておりました。

関係者の話を聞きますと、最後の14日の実行委員会においては、大会長であります教育長より、皆さんに意見を求めたそうであります。ほとんどの皆さんが、問題なしということで開催するという意見を言われたそうであります。そして、当日は欠席をされておられましたが、医療関係の方からも、つまり感染防止をしっかりとやるという条件つきで、夢・花マラソンについては開

催できるという、言葉は悪いんですが、お墨つきまで頂いていたそうであります。教育委員会の担当者も、その最後の実行委員会まで粛々と準備を進めていたということを知っています。

環境も全て整っていて、しかも医療関係からもオーケーだと。実行役員会の皆さんもほとんどの方が、開催には問題ないと。開催しようということをおっしゃられたそうで、しかも、その最後の役員会の席で、一人一人に意見を求めて述べていて、その最後に、大会長であります教育長が「中止します」ということを述べられたそうであります。これは、本当に皆さんびっくりしたそうあります。

一歩譲って、中止をするのであれば、もっと早くから中止の検討をして、最後に決めるというのであれば分かりますが、粛々と準備をしていて、全てが条件もそろっていて、医療関係者もオーケーで、実行役員会の皆さんも委員会の皆さんも全てオーケーという中で、最後の最後に教育長が中止をしますと。これでは、この経緯を知ったら、やはり町民の皆さんは納得しないと思います。この実行役員会の中には本当にあきれて、途中で席を立とうとした役員さんもおられるというふうに、憤慨をしておられたということを知っていますが、こういう経緯を恐らく町民の皆さん、今日の議員の皆さんもですが、皆さんも知らないと思います。コロナの関係で中止になったんだろうと思っておりますが、私はこの関係者から話を聞きまして、ぜひ、教育長の思いを、なぜ中止にしたのか、町民に分かりやすく話していただきたいと思ひまして、この質問を選びました。

この中止には、どれだけ効果がなくなったかという、教育長も分かると思いますが、本当に蔵木地区の皆さんは、この夢・花マラソンの開催日に合わせて芝桜の手入れをしたり、町外、県外から来て走ってもらう選手の皆さんにこの芝桜を見てもらうんだと、そういう思いで手入れをされた方も多いんです。教育長は御存じないかも知れませんが……。また、この夢・花マラソンに合わせて、ゆららに宿泊をされた方もおられます。また、例年でしたら、当日マラソンが終わって200人以上の方が、ゆららを利用して、入浴をされて帰られたそうあります。それが全てゼロであります。また、商店街は、今年は出店はできないということで、テイクアウトということで粛々とテイクアウトを楽しみにして準備をされていたそうあります。また、これは余分ではありますが、僅か開催日の3日前に六日市の駐在所のほうにも中止となりましたという連絡が来たそうあります。警察関係の方も、本当にもう少し早く、事前に言っていただければよかったということをおっしゃっていました。

この大会には、予算が180万円計上されております。あとお聞きをしようと思ひますが、中止にしましてもこれ当然、エントリー料を返金をしなければなりません。相当経費がかかると思ひます。ここの資料によりますと、中止を決定した場合は、準備の都合上、参加費より参加賞及び必要経費を差し引いた額を金券にて返金、送付しますということが大会要項の中にうたわれて

おりますが、僅か455人とはいいながら、参加料を金券にてお返しする、これも相当な費用がかかっているものと思われます。このことにつきましては、後ほど教育長より、どのくらい経費がかかったということを御答弁いただきたいと思うんですが……。

いろいろ述べてきましたが、なぜ中止を決定されたのか。これだけ環境が整い、医療関係もオーケー、大会実行役員の皆さんも開催するという強い思いで、最後の最後まで開催をするという意見を言われたのにもかかわらず、最後の最後に教育長が中止をするというこの決断は、非常に重たい、いいか悪いか別としまして、やはり町民の皆さんに分かりやすく、その中止に至った経緯につきまして、これは教育長が、町民の皆さんに述べられるべきだと私は思います。

そこで、今から質問しますが、一つ一つ質問しますので、御答弁をお願いします。

まず1点目ですが、この夢・花マラソンを開催するに当たり、ガイドラインがあったと聞いておりますが、このガイドラインの内容につきましてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 第17回よしか・夢・花マラソン大会について、その開催のガイドラインの有無、内容についてお答えいたします。

ガイドラインという言葉ではございませんが、参加者など一般向けの大会要項に、「新型コロナウイルス感染症に係る大会エントリーに際しての注意事項」というものを示してございます。内容は、「島根県において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令された場合は、早い段階で中止となる可能性もありますので、あらかじめ御了承ください」と、「本大会は、ランナー及びボランティアの安全確保を第一に考えながら、大会実施に向けた準備を進めてまいります。ただし、状況によっては、御案内している内容の変更・中止を余儀なくされる場合もございますので、あらかじめ御了承ください」という2点を挙げております。

つまり、島根県において緊急事態宣言、または、まん延防止等重点措置などが発令された場合は中止、また、ただし状況によっては、とありますように、開催に懸念が生じた場合、実行委員会において協議をするということになっておりました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ガイドラインについて御説明がありました。その中でまん延防止は、既に解除になっておりました。またいろんな条件につきまして、大会実行委員会の中で検討するということでありましたが、最後の最後まで、大会役員会では開催できるという一致した意見であったと聞いております。つまりガイドラインには全く問題がなかったということだと私は思っております。ただその今までの役員会の中で、このガイドラインに一つでも反するものがあれば、これは中止、開催について検討しようということがあるとは思いますが、今のガイドライン

をお聞きしますと、何ら開催については問題がなかったと。大会役員の方もそういう思いで一致していたと私は解釈しています。

2点目ですが、この夢・花マラソンの開催中止は、どこで誰が決定するのか。そういう大会要項とか、あるいは規約とか、堅苦しいことは言いませんが、この実行委員会の中で決められていたのかどうか。開催中止はどこで、誰が決定するのか、それが決まっておればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 結論から申しますと、実行委員の総意に基づき、実行委員長が最終決定をするということになると考えております。

中止になりました令和2年の第15回大会は、実行委員の皆さんに開催の是非について伺いましたが、賛否両論、また延期論なども出て、実行委員会では判断が難しいということになり、最終的に実行委員長である教育長に一任、そして中止になったということでございます。

令和3年、同じく中止になりましたけども、第16回大会は、感染状況から中止の方向で意見が実行委員会の中でまとまっていき、実行委員長が中止の提案をして異論が出ず、中止になったとのことです。

では、開催や中止の決定についての根拠についてですが、よしか・夢・花マラソン実行委員会会則には、本会の目的として、よしか・夢・花マラソンを円滑に開催するため、必要な事業を推進することを目的とするとあり、その会での審議事項は、大会開催の基本方針に関する事項、予算及び決算に関する事項、会則の制定及び改廃に関する事項、その他会の運営に関して重要な事項とあり、議事は過半数で決することとなっています。しかしながら、よしか・夢・花マラソン大会を円滑に開催するという会の目的からして、大会の中止については直接の規定がございません。また、大会の方針や運営方法などは、採決が有効な方法だと考えますが、開催か中止かという決定は多数決にはなじまず、委員の意思が統一されたものが望ましいと考えております。したがって、結果的に実行委員の意見を十分酌み取った上で、実行委員長が決定していくということになると思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、教育長が言われましたが、役員総意に基づくとか、過半数であれば多数決でないの、実行委員会の総意に基づくことで、最終的には大会長である教育長が判断するというような答弁だったと思いますが、このたびは、実行委員はほとんど全員賛成だという総意に基づいていたのではないのでしょうか。というふうに聞いております。先ほど役員の方を紹介させていただきましたが、1人の方は賛成とも反対とも言われなかったということですが、そのほかの方は全員が、夢・花マラソンは実行すべきだということを一一人述べた

と聞いております。これは実行役員の関係者から聞いておりますので、間違いありません。

3番目に、実行委員会での意見はどうだったかということをお聞きしようと思いましたが、これは既にもう関係者の皆さんから、先ほど何度も繰り返しましたが、ほとんど役員の方はもう開催できるということを一人一人最後の実行委員会で述べたということであります。つまり、実行委員会がやるんだというのが総意だったと思います。

今、何点か質問しましたが、ガイドラインにも沿っていた、そして、実行委員会の総意も開催をすべきだと、開催はできると。まして医療関係からもできるんだというお墨つきをもらう、その中で教育長は中止を決定された。今、るるお聞きしましたが、これで皆さん納得できましようか。一つでもこの中で反対があれば、それは中止をしても構いませんが、ガイドラインにも沿っていて、しかも実行役員もほとんどの方が開催できる、総意であると。で、医療機関もオーケーであると。全て条件が整っている中で中止という決断を、最後の最後、教育長がされました。別に教育長を責めるというんじゃなくて、これはやっぱり中止に至った経緯を、説明するべきだと思います。

この夢・花マラソンの件で、最後に教育長にお伺いしますが、3年ぶりに開催をされる夢・花マラソンであったと思います。全国でコロナが一応落ち着いたという状態で、3年ぶりに全国的にいろんな大会、あるいはお祭りとか行事が復活をしております。その中で当然、この町の一大行事でもあります、町民の皆さんが本当に楽しみにしていた夢・花マラソンが中止となりました。何よりも県外、町外から吉賀町にお迎えして、この町内を走って楽しんで目で見ていただいて感じてもらう。そして町民の皆さんも本当に楽しみにしていて、コロナに打ち勝ったんだと。完全にではありませんが、今落ち着いております。ようやく打ち勝ったという兆しが見えている、そして、本当に文字通りこの夢・花マラソンにかける町民の皆さんの希望と夢ですよ。それを教育長の個人的判断で中止とされました。この中止とされた決断を、非常に私は重たいものがあると思っております。本当に町民の皆さんは楽しみにしておりました。教育長は教育長のお考えがあるとは思いますが、早くいえば町民の皆さんの希望と夢を、教育長の一言で潰れてしまったと。ガイドラインにも沿っていた。関係者も大会実行役員も開催に賛成という総意であった。医療関係もオーケーだった。商工会をはじめ、商店をはじめ、地区の皆さんも粛々と準備をして楽しみにしていた。本当に令和4年度の大イベントである夢・花マラソン、一番最初の行事であります。これを教育長は、教育長の個人的判断で中止とした。これは非常に重たい決断であります。

最後であります。私はいろいろ今申しましたが、それを含めた意味で中止と至った教育長のお考えを最後にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、実行委員会の様々な方からの御意見について、委員会の構成の

メンバーの方については、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。その中で出てきた意見について、紹介をさせていただきます。

では、具体的にはどういう御意見だったのか。

前向きに考えてどんどんやってほしいと。対策やケアもきちんとして、恐れずにやっていくことが大切。もう2年も中止をしており、怖がってはい前に進まない。町長も教育長も事務局も前に進めるということでやっている。ぜひ開催すべきだと考える。実施か中止かはガイドラインに沿って粛々と進めるべきである。というふうな意見と、中国5県のコロナ感染の状況を踏まえると、人を集めるイベントは注意が必要で、大会がきっかけで増えてはいけない。広がれば、「あれをしたから」と田舎では言われる。益田へも出かけるのを控えているのに、よそから集めるのはどういうことか。イベントが終わっても一、二週間は心配である。中学校は、現状では参加させられないと判断している。ただ、開催となれば子どもの参加自体は止めることはしない。町民の皆さんの思いが気にかかる。というふうな意見がございまして、この大会については、賛成か反対かというよりも、開催についてそのまま続けるか懸念があるか、というふうな視点で考えておりました。最終的な言葉で申せば、中止は反対というふうなことになってしまいますし、進めるほうは賛成ということではございますが、今現在コロナの感染状況は、昨日島根県は6名ということで激減しております。ただ、この4月14日という時点、コロナの感染状況については大変な状況でございました。

先ほど議員がおっしゃられましたけども、町内でのコロナの感染状況、3月末には、3月下旬に4名ほどの発表がございましたが、4月になってからは町内発生はございません。隣の津和野町では3名、4月発生がございまして、その14日までに。益田市では、結構10人、20人というふうな発生がございました。その中で、中国5県ということでございますが、大会に参加する455名中182名が山口県で40%、広島県が135名で30%、あと岡山県から5名、鳥取県から2名というふうなことでございますが、島根県内、吉賀町も含めてですが29%といった人数でございます。広島県、山口県が7割を占めているということでございますが、この当時4月13日では、山口県が280名、300名前後をずっと推移しておりました。広島県は1,000名を超えておりました。鳥取県は100名、それから岡山県は900名というふうな状況でございました。

その中で、4月6日付の丸山県知事の記者会見で、県民へのお願いとして、県内においては——4月6日の時点です——県内においては第7波に入ったという前提で対応する必要がある。これまで以上に感染対策を徹底するようお願いする。都道府県をまたぐ不要不急の移動は極力控えてくださいなどを示しており、これらも十分考慮する必要があったということでございます。

この大会の開催については、その時々、その実行委員会が開かれたその時々の感染状況が非常

に大きく影響するということが、第1回実行委員会が11月11日、第2回実行委員会が12月13日、第3回実行委員会が3月15日で、一応これをもって実行委員会を終えるということでした。その場で、もし、今後コロナの感染状況が大変悪化するであるとか、大会開催に支障が生じるという状況が発生しましたら、そのときは第4回目の実行委員会を招集するのでお願いしますというふうにその会を閉じたところでございます。

ということで、私は教育長の一声で反対というふうにしたわけでは決してございません。今までの経緯、第15回、第16回がやむを得ず中止となり、今までは第1回から第3回までの実行委員会、その時々で状況でこういうふうに進めていくというふうなことを踏まえて、大会要項の注意事項をもう一度見直し、そして丸山知事の記者会見も十分に考慮し、そして4月14日現在、その日までの毎日の中国5県、島根県内近隣の津和野町、益田市のコロナ発生状況を、人数を表にしておりました。

そして、大会の開催の目的と開催できた場合のメリットでございますが、一つは、やはり、よしか・夢・花マラソンは町民の健康増進、これが第一義、そしてスポーツの振興です。これが教育委員会に課せられた役割だと考えております。それ以外に地域イベント開催による地域おこし、町のPRであったり、町の経済活性化であったり、選手同士や町民との交流であったり、イベント開催によるコロナ禍での沈滞ムードの打破であったりというふうなこともしっかりと検討させていただきました。

しかし、大会を開催する場合のリスクでございますが、今ではあまり考えられませんが、開催をやはり町民の方には疑問視される方もいらっしゃいました。歓迎ムードは本当はどのようなものなのか、今となってはなかなか知る由もないところではございますが、中にはコース変更を望む方もいらっしゃったというのも事実でございます。

最終的に、いつ開催か、中止かの判断をする、それについてはタイムリミットが、弁当、宿泊予約のキャンセル等いろいろございまして、10日前には判断をしなければならないということで、4月14日に招集をして、実行委員会を開催したところでございます。

実は、大会が終わればそれで万歳ということにはなりません。その日が大会開催できてよかった、よかったというわけにはまいらないのでございます。なぜかと申しますと、その後にコロナ感染が発生しては元も子もない。ですので、発生後1週間から2週間はどきどきです。ちょうどその頃が大型連休に差し掛かります。万が一これで参加者、それからスタッフ、ボランティア、たくさんの方が出ていらっしゃいます。その方が、ちょうど楽しみにしている大型連休、これがもしかしたら潰れるということもございまして、そのあたりを考えまして、私は最終決断に至ったという次第でございます。そして、この分、これは私が中止というふうに決断をしたわけではなくて、中止の提案をさせていただきました。その後に、開催を推進する立場の方から意見をいろ

いろ頂戴いたしました。やはり先ほど議員がおっしゃられたとおり、町にとっては大変大切なことでございます。でも、なお、それでもなおかつ中止をしなければならなかったというところは、なかなか伝え切れないところもございますが、意を酌んでいただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 教育長の思いはお伺いしました。それが賛成、反対は別としまして、教育長の思いはお聞きしました。

最後に2点だけお伺いします。

開催をするのであれば、教育長は大会長を辞任するということを実行委員会で述べられたということですが、それは事実でしょうか。

それともう一点、先ほども言いましたが、返金を金券に替えて参加者にお配りをするということですが、大会経費は180万円計上されておりましたが、この返金について相当な経費がかかっているんじゃないかと思いますが、この2点、開催をするのであれば、教育長は大会長を辞任するということを実行委員会ではっきり述べられたということは事実かどうか。それと、返金に至った経費、どのくらいかかっているのか、具体的に分ければこの2点だけお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、1点目についてお答えいたします。

この提案が受入れられなければ、大会実行委員長は辞任させていただきたいというふうなことを申したことは事実でございます。なぜ、そのようなことを申したかといいますと、教育委員会は、社会教育の面と学校教育の面がございます。社会教育の面では、先ほども申しましたように健康増進、スポーツの振興ということがございます。ただ、学校教育の面で申せば、万一ある学校でコロナが発生すれば、臨時休校措置やむを得ずということになってしまいます。片や学校は臨休にしといて、片や大会は開催する、非常に教育長の立場としては心が揺れてしまうということが本当でございます。ですので、本来ならば別の方に実行委員長をしていただいてということがあればよいのかと思います。

例えば、松江市のレディースマラソンについては、松江市が全面的にバックアップして中止に至ったところでございます。3月の下旬でございます。ですが、4月にございました松江城リレーマラソンというのは開催されたように伺っております。これは主催者が違うというところがございます。その主催者がどちらにつけばいいのか、非常に葛藤するというふうなことで、こういう場ではなかなか私は、これ以上続けられないという本音を吐露した次第でございます。

2点目の御質問についてですけれども、2点目について、まず返金関係ですけれども、一般の方、3,000円の参加料ということになってございます。そのうち、2,500円をQUOカードに

て返金ということになりました。そのほかにも参加賞がついておりましたが、それも一緒に併せて送付をしたところでございます。そして、高校生以下につきましては1,000円の参加料ということでございまして、500円のQUOカードを返金の形で参加賞をつけて返送したところでございます。

これにかかった経費につきましては、まだ、今現在、ようやく先週あたりで終わったところでございます。まだ決算関係は出ておりませんが、これにかかった経費もある程度あるというふうなことは承知しております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 最後に、私の感想であります。非常に心配をしております。環境も十分開催するに当たって、十分な配慮ができてオーケーであり、大会、いろんな関係者も、もう絶対できるんだということでありながら、最後の最後に大会長の決断で中止を決めるという、こういうことは今後もあり得るのかなと非常に危惧をしております。途中で皆さんが、これは危ないと。やめたほうが良いというようなことがあれば分かりますが、粛々と進められていって、最後の最後に大会の責任者が中止とするというふうな、そういうことが今後もあり得るのかと思って、私は全く個人的な感想ですが、大変危惧をしております。

次に、教育長にもう一点お伺いします。

公民館の公用車の配置についてであります。実は、これは公民館長さんからもお話をお伺いしまして、非常に解せないということを知っておりますが、公民館のほうから公用車を希望はしないのに、教育委員会のほうから、各公民館に1台ずつ公用車を配置するんだと。しっかり活用してくださいということが一方的にあったというふう聞いております。

それに対して、公民館側は、5つの公民館がありますが、そのうちの、ぜひ配車をお願いしますと希望した公民館は2公民館で、ほかの3つにつきましては、要らないと断ったということがあります。1つの公民館は、教育委員会の車両があるので、別に新たに1台なくてもいいということで、つまり配車について希望したのは2で、あと3についてはしなかったということになります。

このことにつきまして、私はいろんなお話を聞いたんですが、この公用車は外部団体からの寄附でもありません。公用車であるのであれば当然な経費がかかります。恐らくリースになると思うんですが、リース代とか、あるいはガソリン代とか経費がかかると思うんですが、このように経費がかかるような大事なことについて、もっとしっかり精査をして、公民館長さんともよく話し合いをしながら、私は決めるべきだと思います。要りませんか、要りますか、要りますか、それじゃあ充てます。要らないところは、配車しませんよ。この公民館に公用車を配置するというこ

とについて、私は非常に曖昧だと思います。配車することについて反対ではありませんが、この考え方が、もう少ししっかり館長さんを通じて、本当に必要かどうか、そういうことも精査をしながら、そして決めるべきだと思います。先ほど言いましたように、リース代もかかります。ガソリンなどの必要経費もかかります。決してこれは無償ではありません。皆さんの税金で使われるわけであります。

教育長の答弁には、館によってばらつきがあってもいいものと考えておると。以降の対応については、各館と相談しながら検討するというを公民館長さんのほうに答弁をされておられますが、やはり、皆さんの税金を使うことでありますから、しっかり話し合いをして、現場の声を聴いて精査をして、それでこういうふうな公民館への公用車の配置ということを私は決めるべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 公民館公用車の配置についてお答えいたします。

御存じのとおり、町では、公民館を拠点とした人づくり、地域づくりというスローガンの下、地域づくりの視点を持った公民館運営、事業展開を進めております。現在も公民館主事2人体制に向け、人材の確保にも取り組んでいるところでございます。

これまでも説明してまいりましたが、公民館のあり方では、吉賀町の目指す姿を、「自立した人たちによる持続可能な地域」とし、そのための公民館の役割を「住民自治の力を高める・伸ばす」としているところでございます。

公民館の役割は、とても重要であり、域内の情報収集や地域への働きかけなど、地域へ出かけたり、現場へ足を運んだりといった機会が当然増えてくると考えられます。

これまでは、公民館を開館しての業務が主たるものでありましたが、これは地域へ出かけることは制約を受けてしまうという面があったかと思われまます。しかしながら、公民館の体制が整いましたら、地域へ出かける、現場へ足を運ぶといったことも可能になってまいります。このようなことから、本年度の当初予算において、各公民館への公用車の配置にかかる予算を確保したところでございます。

議員がおっしゃられるように、館によっては今のところ配置を希望しない館もございます。実際の配置に向けては、保管や運用の方法、公用車活用で期待できる効果などについて、各公民館と協議を重ね、共通認識を深めながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 3月議会でも公民館主事の件で質問させていただきましたが、教育長はそのときに、しっかり現場の声を聴いて事を進めるというふうに答弁をされております。

今回も、やはり公民館長さん側と教育長の思いといいましようか、これが私は足りなかったのじゃないかと思えます。片や要る、片や要らないというふうな意見が出ること自体が、やっぱり異常ということでもありますので、今後も公民館長としっかり協議を進めて、意思疎通を図り、進めていただきたいと思います。

それでは、3点目に、町長にお伺いします。短く質問します。

題が自治会長、自治委員の役割ということですが、これは実は、ある方から、自治会長さんから私に電話がありました。それが、町のほうから募金についての依頼があると。大変苦痛であると。もう何とかならんだらうかという質問がありました。私なりにいろいろ調べてまいりましたが、確かに自治会長さん、自治委員さんが、どの地区も持ち回りが多く、自分が希望して手を挙げてされる方はほとんどないと思えます。持ち回るということで、仕方なくやるというのが現実だと思えます。そして、自治会長さんにも、自治委員さんにも、報酬は支払います。だからその報酬に基づいてやらなければならないという、本当に苦渋の決断だと思えますが……。

何を指していつてるかといいますと、実は、私、ある自治会の会計報告見ましたが、年間、町から募金の依頼が、ちょっとこの会計報告見ますと、緑の募金、赤十字社費、熊本災害義援金、社協会費、ちょっとこれ言葉は悪いんですが、こういうふうに書いてますので、そのまま説明します。それから、社会を明るくする運動募金、最後は、年末の赤い羽根共同募金、実に年に8回ぐらい町のほうから自治会長さんに募金の依頼が行っております。これは、募金でありますので、一方的にできないということも任意でありますのでできると思えますが、ほとんどの自治会長さんは、個別、自治委員さんをお願いして、自治委員さんは個別に回って募金を集めて歩かれています。中には、募金しませんよという家があると思えますが、それにしても、必ず家のほうにお伺いをしていると思えます。

それで、報酬をもらってるとはいいながらも、一軒一軒回って歩くのが非常に大変だと。高齢になって大変だという地区が増えております。私はその方に、自治会長会で執行部のほうに、もうできないということを質問したらどうかという提案はしましたが、なかなか皆さんの前で意見を言うことはなかなか差し控えるということで、ほいじゃあ私が代わりに一般質問で町長に聞きましょうということで、今回に至ったわけですが……。

本当に、地区によっては、自治会費を年間一括で集めて、その中から振込みをされている、そういう地区も増えております。いわゆる一軒一軒回らなくて、自治会の年会費から落としていくという自治会も増えております。実は、私の組でも、そういうふうに一軒一軒歩かず、年間の自治会費から引き落としておりますが、本当、町長、自治会長さん、自治委員さんは高齢化しております、本当に回るのが大変と思えます。この募金について、募金方法について、これは募金ですのであくまでも任意ですが、募金方法について検討する時期ではないかと思えますが、町長

のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、自治会長、自治委員の役割についてということで、十分な答弁を準備しておりましたが、時間の関係がありますので、はしょらせていただき、御了解いただきたいと思います。

現在、町内には、自治会が全部で51ございまして、町において作成いたしました自治会の手引きの中で、自治会の定義であったり、それから役員の役割等について紹介をしておりますが、本日のところは、その点については詳細説明を割愛をさせていただきます。

具体的な自治会の活動といたしましては、各自治会によって様々でございますが、大きく分けますと6つございます。親睦・交流活動、環境美化活動、福祉活動、それから防犯・防災活動、各種団体との連携、その他の業務ということでございます。今述べました活動が、自治会以外の団体が実施しているという場合も当然あるわけでございますので、自治会によってそれぞれ様態が違うというのは、どうか御理解をいただきたいと思います。

次に、自治会長、自治委員の役割についてでございます。これも先ほど申し上げました自治会の手引きの中で詳細に述べられておりますが、ここにあります自治会のその自治委員でございます。自治委員にはこうした記載がございます。自治委員は、集落の代表者であり、回覧等の配布を行ったりしますと、こういうことでございます。しかしながら、これも自治会の活動と同じように、自治会によって様々な対応をしていらっしゃると思いますので、一律ではないということは御理解をいただきたいと思います。

具体のお話がありました。現在、自治委員に御協力をお願いしている募金につきましては、これは行政のほうからということで御理解いただきたいと思います。緑の募金と日本赤十字社の会費でございます。赤い羽根共同募金のお話もございましたが、これは吉賀町社会福祉協議会が、福祉委員を通じて募金の依頼をしております、その方がたまたま自治委員と重複をしているということもありますので、先ほど御紹介にあったような自治会の活動もあるんだろうと承知をしております。

さて、緑の募金についてでございます。緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づいてこれを行っているものでございますが、この用途については、経過の公表はもちろんでございますが、罰則等がこの法律によって定められております。頂いた募金につきましては、地域の重要な財産で緑を守り、育て、次世代に引き継いでいくために、環境緑化、森林整備の推進、緑の少年団の育成等々、様々な活動に活用されております。議会でも御説明をさせていただきましたが、吉賀中学校の緑の少年団が、全国での最高賞を受賞したのもこの財源を活用したものでございますし、双葉保育所におかれましては、今年度生け垣を設置する事業にも充当させていただ

きました。

募金につきましては、令和3年度から日本赤十字社の会費と一緒に取りまとめをお願いすることといたしまして、それまで金融機関での振り込みもできるようにしておりましたが、日本赤十字社の会費を役場窓口へ提出する際に併せて提出していただく形に改めました。現在でも御要望があれば振り込みも可能でございますが、日赤の会費の取り扱いと差異が出るとのこと、負担が増すということになります。振込手数料が発生することにより、実質の募金額が結果的に減少するというところから、窓口への提出をお願いをしているところでございます。

また、日本赤十字社の活動は、地域福祉やボランティア活動など、地域に根差した活動を行っておりまして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、そうした活動にも使われておりまして、地域と密接な関わりを有しているわけでございます。

こうした活動を支えていくために、地域の皆様には会費の集金等について御協力をお願いしているものでございますが、その際、赤十字ボランティアが直接お宅を訪問しお願いに伺うか、それが困難な場合には、自治会、町内会の方が随時御協力をお願いすることとなります。

会費や募金の引き落としができないかという問い合わせを受け、方法について調査をいたしました。日本赤十字社の会費は、郵便局等で手続きを行えば個人口座からの引き落としが可能で、会費は2,000円からとなっております。したがって、現在の会費700円からは1,300円ほど高くなります。

自治委員の方の御苦勞は、お金を取り扱う場合に限らず、毎月の広報の配布時も同様であると考えております。議員の御質問にあるように、高齢化が進み、個別に歩くのが体力的にも負担が大きい方、広報の配布範囲が広い方、部数が多い方など、集落ごとで様々な悩みがあることは重々承知をしております。会費及び募金の依頼につきましては、その趣旨から今後も継続していくことといたしますが、その取り扱いについては自治会でお話合いをしていただいで、決定をした上で、柔軟な対応等について御協力を、支援をぜひお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今の町長のほうから、この募金の定義とか、よく分かりましたが、現実はそのようなのは分かりますが、やはり自治会長さん、自治委員さんのほうにお願いをして、頼まれたら断り切れないというのが現実であります。本当に今、町長、細かく定義を言われましたが、それはそれでよく分かりますが、現実にはもう自治会長さん、自治委員さんに負担がかかっているということは事実であります。そのことを述べさせていただきました。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、1番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前9時55分休憩

.....
午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

8番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私は、1点ほど通告しております。難民の受入れ等、支援に対する町の対応はということでございます。

住民の方より、町にウクライナ避難民を受入れて支援するように提案したらいかがか。そして、受入先として六日市学園の校舎を使用したらという提案を町にしたらいかがかということをお聞きしております。

また、ウクライナに限らず、難民の方を受入れ、支援し、定住を目指して1次産業の農業等をはじめ、生産性のある産業において、技術を習得して町の将来につなぐようにすればよいとの提案もほかの方から受けております。

私は、住民の代弁者でもありますが、町全体の奉仕者でもあるわけでございます。私はそこで、そのことについて自分の意思を、意見を交えて対応していたところでございます。

町が抱えている問題が山積しております。交付税の減額、人口減少、高齢化、福祉等医療の問題について簡単に受入れることはできないというふうな私なりの考えをその方たちに伝えていたところですが、しかしながら、やはり、この声は吉賀町の住民のこころの中にはある程度思っている方が多数あると思います。また、町長のところにもそうした声は届いているのではないかと思っております。このウクライナについて2月24日、ロシアの侵攻が始まり、今日現在で120日となると思います。その間、ウクライナの住民の方の子ども、女性、そして年寄り、いろんな方の尊いのちが失われております。

また、軍に所属する兵士もかなりの死傷者が出ておると思っています。ロシア軍の兵士も同じことだと思いますが、1日も早い終結を望んでいるところでございますが、今、現在では、ウクライナの人口、私の調べたところですが、4,130万人のうち6月6日時点で690万人の方が国外へ避難されている。そうした現状ですが、日本では、5月24日の時点で1,040人避難してきているところでございます。こうした避難民について、町は、こういった対応が取れるのか、このことについて、改めて町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桑原議員の難民の受入れ等支援に対する町の対応はということでお答えをしたいと思います。

まずは、ロシアのウクライナ侵攻に対しまして1日も早く紛争が終結して、両国に平和が訪れることを願うばかりでございます。それから、こうした事情に鑑みまして、町民の皆様からも私のほうへ直接にお電話をいただいたり、お手紙をいただいたりして、その内容は、いろんな内容がございますが、やはり、この際、そうした困っておられる方を町でも受入れて、そこへしっかり支援をしてはどうかというような声があるということは、桑原議員にあるように、同様に、私のほうにも届いているということをも、お伝えをさせていただきたいということと、私自身といたしましても、状況が許す限りであれば、どうにかそうした方に対しての支援の手を差し伸べてあげたいと気持ちがあるということは申し上げておきたいと思っております。

さて、岸田首相につきましては、3月の2日にウクライナ避難民の国内受入れを表明いたしました。以降、日本が受入れたウクライナ避難民の数は、6月4日現在、先ほどもちょっと紹介ございましたが、6月4日現在の数字で申し上げますと1,193人でございます。

御存じのとおり、今回の避難民の受入れは、難民条約という国際条約で定められた難民とは異なりまして、多くは特定活動あるいは短期滞在の在留資格で入国を許可されておられます。入国をされました先ほどの1,193人の避難民のうち、ほとんどは家族、親戚、知人が身元保証人となりまして、生活支援を行っておられます。この身元保証人のいない避難民は、6月1日現在で累計70人となります。こういった身元保証人のいない避難民の受入れ支援として、国は一時滞在施設入所中や退所後の生活支援金の支給などに取り組んでいるところでございます。

本町では、これまで外国人住民と地元住民との交流と人権を守るための日本語教育を軸に、多文化共生に取り組んでまいりました。この度のウクライナ支援につきましては、本町といたしましても人道的配慮として避難民の受入れを含めた各種支援について、全庁的に検討を行っているところでございます。これは私が冒頭申し上げましたように、私のそうした思いもございまして、まずは副町長にお伝えをさせていただいて、関係部署がどこかということも定かではございませんでしたので、全庁的にそうしたことについて検討するようにという指示を出させていただいたということで、これから述べますが、いろいろなその検討なり、課題の抽出をしてきたということでございます。

1人の人間が、あるいは家族が吉賀町に来て生活をするに当たり、どのような状況が想定され、どのような支援が必要とされるか、それに対して、現在の吉賀町ができること、できないこと、不足していることを洗い出し、検討しているところでございます。

現在、吉賀町に滞在する外国人住民の7割以上は、技能実習など、いわゆる就労ビザと呼ばれる在留資格をお持ちです。つまり、日本で働くために日本語を勉強してから来日されます。困ることはまだたくさんおありだと思いますが、企業等、受入れ側の支援もございまして、御自分で買い物をしたいといった自立支援ができています。

しかしながら、ウクライナ避難民の方はそうはいきません。何をするにもまず第1に大きな言葉の壁がございます。吉賀町が所有いたします自動翻訳機、ポケトークでございますが、このポケトークはウクライナ語に対応していますが、翻訳機だけで満足していくコミュニケーションをとることは現実的ではありません。特に、暮らしの中の制度や仕組みが本国と異なる場合、翻訳機のみで伝えることは非常に困難と思われまます。

また、長期的な滞在を受入れる場合、避難民の希望があれば、就労されることも考えられますが、日本語をある程度学んで入国された技能実習生の受入れと同じようにはいかないわけでございます。

残念ながら、全国的にもウクライナ語の通訳ができる人材は不足しておりまして、島根県の電話通訳サービスについてもウクライナ語に対応していないのが現実でございます。いずれにしましても、避難民を受入れることは切れ目ないサポートが必要であり、現時点では課題が非常に多いというふうに思っております。

さて、御質問にありました六日市学園校舎の利用についてでございますが、これは繰り返し申し上げておりますように、現在この校舎につきましては、法人側の所有となっております、町の一存で利用決定できる状況にはございません。

また、定住を目指した農業技術の継承につきましても、現在、避難民として入国された方々は、あくまで避難民という一時的な避難者でありまして、本国の情勢がよくなればウクライナに帰国し、元の生活に戻ることを望んでおられますので、当町の抱える、いわゆる、その担い手不足を解消する解決策にはいささか不透明なところがあるということでございます。

先ほども申しましたが、現在、ウクライナ難民、避難民への支援や受入れにつきまして、その課題や解決方法等を役場全庁的に協議を続けている段階でございます、関係各課で連携して、さらに検討を深めまして吉賀町としてできることを模索をしてみたいというふうに考えておるところでございます。したがって、まだ形にはなっておりませんが、役場挙げて、全課挙げてその支援体制の、課題の抽出とかいろいろなことに今、検討をしているという状況をまず、お伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 大体、私も調査してみましたが、そうしたことを町長のほうから住民の皆さんに知らせていただくということは大変喜ばしいことだと思います。

そこで、1つお聞きしますのは、このウクライナ避難民に対しての政府からの支援、この避難民に対する支援は、いろいろ受入ればかりだけでなく、支援ということに対していろいろな支援の方法があると思います。そうした、この政府から自治体に対して要請があったと思うんですが、この今の出入国在留管理庁の、外国人の受入環境整備交付金の制度もあるわけですが、あと、民

間の、日本財団のウクライナ避難民に対する人道支援、渡航費、生活費等、住環境整備支援、3年間で50億円規模を予定しているという、そうした避難民に対する支援ですね、こうしたことについて国からのお金やそうした財団が用意しているということについてどの程度まで把握されているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 政府であったり、あるいは、いわゆる民間を含めた財団等の支援はたくさんあるんだろうと思いますが、我々が今、承知をしているところで申し上げますと、政府におかれましては、既存の外国人受入環境整備交付金につきまして、ウクライナ避難民対応のための特別対応については、限度額を超えて交付決定等を行う特例措置を講じているというような情報も入っております。それから、いわゆるその滞在施設ですね、ここで滞在をした場合、あるいは、それを退所したときのいわゆる給付金も今準備しておられまして、1例を申し上げますと、給付金といたしましては、生活費として国が確保した一次滞在先のホテルにいる間でございますと、食事の提供とは別に1日当たり12歳以上は1,000円、11歳までは500円を支給すると。

それから、施設を出た後でございますが、1日当たり12歳以上は1,000円であったものが2,400円、2人目以降については1,600円、11歳までにつきましては500円であったものが1,200円。

それから、滞在先を出る人たちが生活に今度は必要なものが必要になりますが、そのときの購入費に充てるための一時金も支給をしておられると。それから医療や日本語教育、就労支援等の費用を国が実費で負担をします。こうした制度があるようでございます。

それから、国からかも分かりません。島根県のほうからも特にそれぞれの所轄の部局のほうからウクライナのこうした事案に対して支援をする向きがあるかどうかとか、県の教育委員会からもそうした向きがあるかどうかというような意向調査と言いますか、そうした調査も時期を見てあるわけでございますが、吉賀町で申し上げますと、今、答弁させていただきましたように、課題の抽出を行っているような状況でございます。そこら辺りの整理ができた段階で、また何がしかの回答をしていかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 町長、先ほど申しましたウクライナ避難民に限らず、難民として世界でも7,000万人近い難民がいるわけです。ただ、日本は、移民政策は進んでいません、厳格な姿勢が取られているわけです。2017年難民申請は1万1,361名に対し、認定20人、0.2%という数字が発表されているところです。こうした移民政策に対して、開放的でない政府でございますが、こうしたことですが、ただ、難民に限らず外国人の今後、ちょっと主旨はそれるかもしれませんが、関連がありますので言いますが、こうした外国人の方を、先ほ

ど町長も言いましたが、労働力として実習生等受入れに至っては、これからの吉賀町のことを考えると一考の余地があると思いますが、町長、そのことについてお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回のウクライナから避難をして来られる方、先ほどもちょっと冒頭、答弁させていただきましたが、これまでの国際条約に定められた難民とはちょっと異質だということでございますので、これは我々もしっかり勉強しながらその対応について検討していかなければならないということでございます。先ほど、議員のほうからも御紹介ございましたので、そのところはしっかり配慮してまいりたいと思います。

それから、吉賀町の場合は、これまで申し上げておりますように、1番多いときで町内に約230人の外国人の方がいらっしゃって、今は、やはりコロナの関係で、水際対策の影響もありまして、直近で言うと、ちょっと170人を割るぐらいの状況までなりましたが、それでも今からそうしたことが徐々に緩和されつつありますので、また元の200人を超えるぐらいの人口がいらっしゃればいいがなというふうに期待も寄せておるところでございます。

外国人の方の位置づけということで申し上げますと、当然最初は、町内企業様、いずれも従業員が確保できないという形で、労働力を補うという形でいらっしゃっておられて、まさに現実もそうだと思いますが、冷静によく考えてみれば、企業を支える人材でもありますが、それはやはり同じように、地域を支える人材でございますので、労働力という観点ではなくて、やはり地域人として外国人の方も受入れていくというスタンスでないと、これからの地域社会であったり、多文化共生というのは成就できないと思います。ですから、多様な要素を含んでおりますので、私は労働力云々というよりも地域人として、やはり地域を支える人材としてそうした外国人の方を受入れていくようなスタンスで役場のほうで、行政のほうで施策展開をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 以上で、私の質問終わります。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時34分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

9番目の通告者、3番、三浦議員の発言を許します。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、町長に1点、第2期吉賀町総

合戦略はということで質問いたします。

本町では、まちづくり計画また人口ビジョン、総合戦略等々の定期的にこういった計画を上げているわけでありますが、私もその都度目を通しての中で、前々からちょっと疑問点もありまして、今回の質問をいたします。

疑問点というのは、これ水を差すわけではないんですが、この資料、今回の総合戦略の資料を見ますと、以前でもそうですけど、簡単に言えばいい言葉で書かれていると。基本目標から始まっていろいろとありますけど、これは当然あくまでも計画でありますし、目標でもありますので、それなりの文言を使って書かれているものと思います。

私が結論的に言いたいのは、この目標を掲げてどうするかというところで、基本方針等々ありますけど、まず、現実を考えていきますと、当町の人口また年齢層の推移、企業等々の、いろんな店も含めてですけど、病院も当然含めますけど、そういった現状を見ていくと、これは難しいんじゃないかなということも考えられるところはあると思います。

そういった意味で質問していきたいと思いますが、まず、基本目標1というところで、暮らしの基盤となる仕事をつくと。これはまちづくりとして当然のことです。

基本方針で1点、2点とありまして、働く場を増やす、2点目に魅力的な仕事、稼げる仕事を増やすと。この文言に関しては、町長もいろんな議会内で、本会議の中でもいろいろ答弁等々で言われていることではあります。

まず、1点目の働く場を増やす。これはまちづくりに関して当然のことです。この中で、読んでみますと「農林業の振興や起業・創業の支援、企業誘致を通じて町内に働く場を増やし、雇用を創出します」と、当然のことです。ただ、これは今の当町の現状に当てはめてみますと、比較してみますと、なかなかちょっとこの目標を達成するのは難しいんじゃないかなというところが見えてきます。

で、町長に伺いたいのは、今の当町も人口は6,000人を割りましたし、そこら辺で、この農林業の振興、働く場を増やす、雇用を創出します、そういうことに関して今の現状と比べまして、これが果たしてできるのかということと、今の現状をどうしていくのかということ、まずお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、三浦議員の第2期吉賀町総合戦略はということでお答えをしたいと思います。

そもそも論でまず申し上げますが、総合戦略につきましては、数年前にいわゆる東京一極集中が始まって、周辺部から首都圏へ人口が流れていく。そうすると、消滅自治体になるということで、国が旗振り役で、どうにかその流れを止めなければならないということで、人口ビジョンを

まずつくって、目標とする人口を見定めて、それに向けて、じゃ、それぞれの自治体がどういった施策で対策を講じていくかというものをつくりなさい、つくっていきましょうということで、総合戦略をつくりました。これが第1期。

で、今回策定をさせていただいたのは、まさにその第2期でございます。で、第1期も第2期もそうでしたが、役場だけでつくるのではなくて、当然事務方がつくったものを民間の委員の皆さんにお諮りをしたり、それからワーキングをしたり、それからパブリックコメントに付したりということで、住民の皆さんの意見が極力反映できるような形で作り上げたのが今回の第2期の総合戦略であります。

で、人口の到達が難しいんじゃないかというお話もございましたが、現に、第1期の吉賀町の人口ビジョンでいうところの総合戦略でいいますと、現状のところは、その人口目標をクリアしているわけでございますので、私は決してできないものではないと。2060年、令和42年の目標値を、今回第2期で4,400人と見定めておりますが、私は行政だけでなく、皆さんと一緒に頑張れば、この数字は必ずや到達できるものだというふうに考えております。まず、やはりそうした気概がないと、つくった計画を現状を見てあきらめるという姿勢では、私はまずいけないと思いますので、行政といたしましては、そこをしっかりと実現をして、2060年、令和42年の4,400人を必ず達成するんだという思いで、全庁挙げて取り組んでいきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

で、本題に入ります。

第2期の総合戦略の策定に当たりまして実施をいたしましたアンケートを見ましても、雇用、企業誘致、起業支援・創業支援分野について改善を求める住民ニーズが高く、特に今後の重要施策として、安定した雇用を生むための起業支援が必要と考える方が6割を超えておりまして、優先的に対策を取る必要があることは認識しております。

一方、企業誘致に向けた特効薬はなく、着実な努力が重要であるために、第2期総合戦略に掲げた施策を少しずつでも推進させることで、目標値の達成に向けて取り組んでまいりたいと思います。

いろいろ具体的話は後ほどさせていただきますが、冒頭申し上げましたように、まずは2060年を見定めた中での総合戦略を策定をさせていただきましたので、これに向けてしっかり対策を講じて、目標達成に向けて頑張っていきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 第1期と、今回は2期でありますけど、何とかやっていけるだろうという町長のお考えだと思いますけど。特に危惧するのが、昨日、いろいろな六日市病院等々の

質問もありましたけど、その問題を一つ捉えても、やはり人口減という、この場合は風評被害も含めてですけど、そういった現象が出ていると思います。

やはりそういったこれは現実でありますので、これをどうして、何十人減ったものをどうしてまた増やすかと。で、企業誘致等々今も答弁もありましたけど、ここに書かれております、町内に働く場を増やすと。雇用を創出しますという文言もありますけど、何回も言うようですけど、どうやって働く場を増やすのか。企業誘致がなかなか難しいというのが、ここだけじゃなしにどこもそういった状況にもあると思いますけど、どうやって増やすのかという具体例を持っていれば、ちょっと伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 総合戦略の基本目標の1点目の暮らしの基盤となるしごとをつくるということで、基本的方針に、働く場を増やす、それから2つ目は魅力的な仕事、稼げる仕事を増やすということで、この総合戦略の中では施策と数値目標について、施策の1と施策の2がありまして、1点目は町内産業の活力の創出であって、2点目は雇用対策でございます。

これは、産業でいいますと、農業それから林業、商工業、それぞれあるわけでございますので、それぞれの分野でKPI等も設定させていただいて、目指すべきところを見定めをしているわけでございます。

具体的な取り組みということでいいますと、これはお持ちかも分かりませんが、総合戦略でいうと、とりわけ農業の部分でいうと21ページ、それから商工業でいうと22ページということになるわけでございますが、ここにそれぞれの事業が並べてあります。で、これをしっかりやっていって、結果的に議員が言われます働く場を増やしたり、それから稼げる仕事を増やすという、こういったつくりになっています。これはあくまで第2期の総合戦略が5年間のものでありますから、今年度から向こう5年間。

これを、今申しあげました内容で策定をさせていただいて、それを今度は年度ごとに行っていくのが、まさに3月の定例会で私のほうから発表させていただいた施政方針です。

ですから、向こう5年間の目標はつくりはこうした形でやりますが、個々1年ごとは、その積み上げは、令和4年度はこうしたことでやっていきますということですから、こうしたような形で町の施策を見ていただくほうが、私は分かりやすいかなと。

ですから、施政方針についても、大もとの計画は吉賀町まちづくり計画ですから、そこに定める将来像に沿ってここ数年は全てこのつくりをしていますから、ほかの議員さんの答弁で申しあげましたが、10年間のまちづくり計画があって、その中の前半と後半の第1期、第2期の総合戦略があって、そして、その5年間のくくりの中の1年ごとは何をするかというのがまさに施政方針ですから、施策を組立てをそういう形で見ていただくと、私は分かりやすいかなというふうに

思っています。

議員のほうからお話がありました特に働く場を増やすと、誘致企業のお話もございましたが、これも事業所の新設であったり増設に対する支援、それから、社員の住居確保へ向けた支援であったり、こういうことを並べておりますが、まさにこれもそうございまして、住居対策も数年前から総合戦略の中で位置づけをいたしまして、民間の賃貸物件を、アパートを造っていただければ、それに対して相応の補助金を出していこうということであったり、それから、昨日もほかの議員のところでお答えをさせていただきましたが、町のほうも人材確保・定着推進協議会のほうのリニューアルをさせていただいて、これも商工会とか、吉賀高校にも参画をさせていただいて、従業員を確保していきましょと、こういうことをやっておりますので、その結果として、やはり誘致企業のお話も出てくるんだろうと。

誘致企業というのは、当然待っていて、こちらに来ていただくということはできませんので、あらゆる機会を通じて、出かけて、相談会であったり、そうした企業セミナーであったり、でかかって行って吉賀町の売り込みをさせていただいて、何かマッチングできれば、そこへ向けてまた重点的に力を注いでいく。結果的に吉賀町へ対しての企業誘致ができるというふうに思っています。

それから、迎え入れるというよりは、むしろ吉賀町で起業していただく。特にITなんかはそうなんです、そうしたやっぱり手法もあるわけでございますので、あらゆる場面、あらゆる手法を通じて企業誘致等についても取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 分かりました。この1番、2番といろいろ、これは当然のことですけれども、少し戻りまして、農林業の振興や起業と、こういうことを書かれておるわけですが、まず、昨日も一般質問で食と農の企業組合ですか、いろいろ活動的にやっているということで、町長のほうからもそごうの地下の部分に地元の農産物を出すと。ただ、人材が不足していると、そういった一つの問題があると思います。で、これは少子高齢化によって出てきた減少であると思っております。

そうしていく中で、せっかくこうやって町が本気になってやっているわけですが、ただ、その部分だけでなしに、ほかの農業に関してもいろいろな活動をされているところも当然あるわけですね。

誘致企業にしても何にしてもそうですけど、魅力的なものをつくるにしてもそうありますけど、結局はちゃんとした人材がそろわないと、何をしても不可能ということになってきているわけですが、ただ、今の現状、この吉賀町も外国人の方がいろんな製造関係等々で来られて、こ

の町のよき力となっているところであると思いますけど、やはりこの町も外国人の方がいろいろ入ってこられまして何年になりますか。数年になりますけども、地元の方々もやはりその環境等々に慣れてきているんじゃないかと思います。これは全国展開で外国人労働者を雇っているところが多いので、そういったことも含めてなじんできたんじゃないかと思っておりますけど。

やはり特に外国人というのは、土木とか、農業とか、いろいろ商業的なものもありますけど、農業に関しても、林業に関してもそうだと思いますけど、ある程度職がなじみやすいところがあります。やはりこの町としまして、こういうところにしっかり力を入れて支援していくと、そういった形を取っていかないと、やはりいけないんじゃないかと。

企業誘致等々の話も出ましたけど、それより、現実的に今、農業、こういったものが確実にこの町ではできるわけでありますので、やはり外国人を受入れ、そして外国人の宿泊施設等々の問題も当然あります。町で新築とか、改築、そういったものに関してもかなりの支援策があるわけでありますけど、ただ、外国人に関しましては、まだそこまで至っていないんじゃないかと。こういう平等でない問題点がまだまだあるのではないかと。今からは、やはりこういった外国人も含め、いろんな産業を興していかないと、やはり町というのは継続しませんので、企業誘致も待っているだけじゃどうもなりませんと言いますが、まさしくそのとおりでありまして、この町はこの町の独自の色をやはり出していかないと、町を継続するためには、なかなか今のまんまのスタイルでいけば難しいんじゃないかと。世界中がもう目まぐるしくいろんな経済的にも、環境的にも変わってきております。

そこで、なかなか日本人でもついていけない方がいろいろいるとは思いますが、この小さな町で、やはりその辺の環境も全部、世の中の動きも含めまして、町民皆さんまた外国人も含め、しっかりとついていけるような、それはまさしく農業、林業、そういったものが一番そういった発展からしてはマッチングするんじゃないかと思います。

とにかく外国人等との、差別してるわけじゃないでしょうけど、やはりもう町民同様の支援、そういったものをしてあげないと、やはり町は寂れていくばかりだと思いますので、その辺もしっかり支援していただきたいと思いますが、その外国人に関して、町長の支援等の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 人材の確保ということでお話がありました。これも今回の施政方針にそれぞれの産業ごとにちりばめておりますけど、個々のお話をさせていただきますと、農業の関係で申し上げますと、地域おこし協力隊を流通強化対策の支援に、それから農業公社のオペレーターとか、そうしたことで雇用をしていこう。それからそれ以外、獣害対策でいいますと、集落支援員を活用した専門員を増員をしていこう。それから、林業については、御案内のとおり森師

の研修をやってまして、数か年単位で今から雇用していくと。今、第2期の研修生の受入れを行っておりますけど、こうしたことで人材の確保をしていく。

それから、いろいろなことで取り組んでおりまして、とりわけ今いろいろお話がございましたが、外国人の方のお話がございました。これは外国人に限らず、住居対策というのは非常に大きな問題でございまして、今、町内にあるほかの団体が持つておられるものを町のほうへ譲渡していただいてというようなことの検討もしているところでございますが、あらゆることをやっぱり駆使して、従業員の確保のための住居対策を講じていかなければならないかと思えます。

その一つが、当然外国人の方でございまして、ここに当然差別ということは全く考えておりません。今、企画課のほうが所管しております、民間の賃貸のアパートを造る補助金につきましても、これは外国人とか、日本人とかそういう人に限らず、これは門戸を広げているわけでございますので、柔軟な対応をこれまでも増して行っていかなければならないかというふうに思っています。

特に、そうしたことで補助金を出せば、アパートを造るもの、町内の事業者ですと700万円、町外ですと500万円ということに今してありますが、これをなかなか町の単費でということが厳しゅうございますので、今、昨年からでございますが、県の過疎対策協議会、さらには、全国の過疎地域連盟を通じて要望活動を始めさせていただきました。

何かといいますと、吉賀町のような形でそうした民間のアパートを造るときに相応の補助金を出すわけでございますが、これをぜひ過疎債の対象にさせていただきたいということで、要望活動を昨年からは始めております。これはまた今年度も引き続きやっっていこうかと思っておりますが、幸い、今、私が県の過疎協の会長を務めているようなことも昨年からはありまして、声を上げさせていただきました。

そうは言っても、中央に行きますと、総務省の壁は本当に高くて厳しいものがありますが、全国中山間地、こうした地域の自治体は同じような悩みを抱えております。ですから、私1人が言うんでなくて、全国の自治体、特に町村になりますが、そうした首長さんがこぞってそうした声を上げれば、私はそれこそ成就できるものだろうと思っておりますので、粘り強くそうした要望活動もやっっていきたいと。

条件を整えておけば、そうした民間のほうに対しての支援もできるわけでございますので、いろいろなことで策を講じていきたいなというふうに思っています。

もう一つは、昨日もちょっとお答えをさせていただきましたが、従業員の確保ということでいえば、いわゆるその細田法案で形ができましたが、事業協同組合の企業組合を立ち上げるというのも、一つの方法でございまして、いろいろなことにやはり対応できるような人材をそろえておいて、事あるときには、そうした方に登場していただくというような形で、夏の時期は農業をや

って、冬寒くなったら例えば除雪の仕事をしたりと、いろいろなお得意分野があろうかと思えますので、そうしたことを兼ね備えた方を、そうした事業協同組合のほうへ登録をして運営をしていくというのも一つの方法だろうと思います。

これは、問題は、申し上げましたように受け皿をどうするかということがありますが、そうしたこともいろいろ考えながら、対策を講じていかなければならない。従業員の確保と住居対策を車の両輪として動いていかなければならないだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 町長も今、答弁がありましたけど、過疎債の対象にするとかいろいろありましたけど、それはそれでしっかりやっていかないといけないと思えますけど、この町でできることは、もう独自の事業としてやっていただきたいと思えます。

次に移って、地域医療の支援と、そこら辺もちょっと伺いたいわけですが、6月3日の全協でいろいろ答弁もありましたし、昨日もちょっとありましたので、それほど突っ込んで聞くことはないと思えますけど、地域医療の支援ということで、医療の担い手確保及び診療体制の充実と、こういうふうを示されております。

で、医療の担い手を確保をし、町内の関係機関が連携しと、こういったもので医療体制の構築を進めますということで、当町として今一番の課題でありますところで、町長もしっかり本腰を入れてやっていると思えますけど、その中で、医療対策課とか等々、いろんなそういった共同体といいますか、組織もあるわけでありまして、なかなかこの担い手を確保するというのが、もともとを言えば学園の話から始まりますけど、そこは置いといて、今から医療対策課がやろうかと。そういったいろんな疑問もあるわけでありまして、とにかくまず担い手を確保することに関して、現状はなかなか、病院の現状としまして、看護師や職員の方もいろいろ辞めていっております。そういった中でまた担い手を確保するということは、ちょっと矛盾しているんじゃないかみたいなことも考えられるわけですが、このことをお聞きしたいことと、町内の関係機関が連携しと。町内の関係機関というのは、どういった組織か、どういった機関かということをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お答えをさせていただきます。

医療の担い手を確保するのに非常に難しいというお話でございますけど、いずれにしても、今、六日市病院さんの現状というのは大変厳しいというのは承知をしておりますが、とは言いながらも、難しい難しいではことは進みませんので、やはり総合戦略にありますように、看護師の新規確保を年3人確保していくんだということでございます。医療対策課と病院とで一緒になっ

て、これまで医療対策課の前身の内室のときもそうでしたが、中国あるいは九州方面への専門学校のほうにも出向いておりました、これはちょっとコロナの関係でストップしておりますが、これをまた徐々に再開をしたいということでございます。

それから、奨学金制度もまだありますので、そうしたことを活用しながら、担い手については確保していかなければならないというふうに考えております。

それから、「町内の関係機関が連携し、地域の実態に即した医療体制の構築を進めます。」まさにこれは町内の医療関係機関いろいろあるかと思えます。直接的なところを言えば、開業医さんをはじめとした町内の医療機関であったり、それから、医療体制の構築と、当然そこには行政も入ってくると思えます。

ですから、あらゆるものをやっぱり駆使して、連携をして、この吉賀町に合った、それから今、医療計画もございますが、それに即したような形で支援体制を取っていかねばならないということでございますので、ここにある地域医療の支援ということで、総合戦略のほうにもあるわけでございますから、町内の関係機関が連携しということ言えば、直接的には開業医さんであったり、あるいは郡の医師会であったり、そうしたことが想定されるのではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 今回の問題は大変な問題でありますので、いろんな問題もあります。それを解決するのにしっかりとお互いが、病院、医療対策課、また行政のほうとしっかり手を組んで、ちゃんとしたものをつくり上げていただきたいと思いますが、議会としてもつい最近ですけど、特別委員会というものを設置しました。それで、いろんなこの中でしっかりと、議会のほうも何もしないわけには当然いけませんし、しっかりその辺も調査しながら、お互いで連携していかないといけないと思っておりますので、そこら辺は、ぜひこちらからもお誘いすることもあるかと思えますけど、御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の質問者、3番、三浦議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

10番目の通告者、6番、松蔭議員の発言を許します。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 1点ほど通告してあります。このたび、5月ですが、道路交通法

が改正されて、高齢者の運転免許更新がかなり難しくなる、自動車離れが加速される、ほかの交通手段を使うためにはお金がかかります。そのための助成が必要となるが助成は考えられないか。現在、高齢者のための助成はどのようなものがあるかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、松蔭議員の高齢者の移動手段に助成をとということでお答えをしたいと思います。

まず、高齢者運転免許自主返納支援事業について概略を説明いたします。

運転免許自主返納者への支援として、町に住所を有する65歳以上の高齢者で運転免許を自主返納した方について、1年間使用できるバス年間利用券を申請に基づき交付を行っております。

利用できるバスでございますが、六日市交通及び柿木産業が運行するものに限り、また六日市交通が運行する広域線（日原ゆらら線）でございますが、この広域線は町内の移動のみ有効としておりまして、町外へ移動する方に対しては実費精算となります。

令和3年度においては20名の交付実績がありました。

その他の助成事業制度につきましては、立河内・幸地地域及び大野原・木部谷地域に居住をされます運転免許を保有されていない65歳以上の高齢者を対象にタクシー利用料を助成する制度を実施しております。

令和3年度において、この制度については36名の助成実績となっております。

また、長瀬地区につきましては、タクシー共同利用に関する費用の助成を行っております。

こうした背景につきましては、木部谷・大野原地域はデマンドバスの廃止に伴うもの、立河内・幸地地域及び金山谷地区につきましてはバス路線がない地域と特別な事情があり対応しているところでございます。

公共交通全般についてでございますが、当町では交通事業者が実施する生活バス路線、一般の方も乗ることができる町営のスクールバスがございますが、交通事業者への事業委託、あるいは運行経費の補助等により路線バスの運行を行っていただいている状況でございます。

路線バスをはじめとする公共交通は、住民の皆様にとってのライフラインであり、地域生活を送る上でなくてはならない存在となっております。このため、路線バス利用者から運賃という形で一定程度の応益負担を頂くことについては、公共交通を維持、継続していくためには必要なこととございます。

現段階におきましては、町内大方の地域がバス路線で対応できているため、新たな助成は考えておりませんが、公共交通網形成計画に定める公共交通のサービス水準と見直し水準によりまして、バス路線の廃止等を行う場合には、その都度、検討していく必要があるかと思っております。

改めて申し上げますが、公共交通は住民の皆様のご生活に密接していると言っても過言ではなく、

町や交通事業者、そして地域が一体となって守り育てていくため、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 先ほど申しました、これは75歳以上なんですが高齢者の免許更新が難しくなるというのは、この5月13日より道路交通法が改正されて免許更新に、要するに認知症検査は今までも70歳以上だったかにありましたが、それに加えて75歳以上で免許更新時に過去3年間に違反があった場合は運転技能検査というのを受けなければならない。これを受けないと免許更新できない。今まではそういうことはなかった。それで、この運転技能検査というのはどの程度かよく分からないのですが、警察のほうにちょっと聞いてみたんですが、検定試験ぐらいのものかと、いや、とにかく技能だと、要するにうまく運転ができるかどうかという検査、それで11項目ぐらいあると言うんです。

その違反、スピード違反、ちょっとここにはないんですが、逆走するとか一時停止とか、それでスピード違反しても何キロオーバーだったというのではなしに、とにかくやるかならないで、例え何キロオーバーでも違反は違反ということで、これが1つでもあったらこの検査を受けなければならない。かなり厳しい。要するに高齢者の交通事故、死亡事故が多いからこういうふうな制度にするんだと思うんです。はっきり言えば、もう年を取ったらやめろと、現在は交通事故をやるのは何か高齢者ばかりのようなイメージを与えている、若い人がやったら、こういうのがあったということだけど、高齢者の場合はしつこく何度もテレビ、新聞でやる、特にテレビはやる、ということは早くやめろということと思うんです。

それで、先ほど申しましたが、今から減っていく75歳、75歳というのは今からまだやらないといけないことはいっぱいあるんですよ、それが移動手段がなくなる。今も町長が申されたようにバスがあるじゃないかと、タクシー券があるとかも言われたんですけど、そのバスも限りがない助成をするわけじゃないと思うんですよね、年間1人どのぐらいということしか決まっていないのではないかと、聞いていないから分からないんですが、移動がなかなかしにくくなると、あそこに行ってみたくとか行って仕事をしないといけないというのができなくなる、家に籠る、ますます認知度が高くなる、年を取ったら仕事なんかなくていい、そういうわけにはいかない、むしろ年を取って、頼るんじゃなしにまだまだ社会貢献もしたいという者もいっぱいあります。それを封じ込めるようなことになる。それで移動手段、都会というのはいいですよ、5分に1回ぐらい電車が来るんですけど、ここはそうはいかないし、それで、交通手段というのは、私が思うのは自転車は自分でやる、これもなかなか年を取ってこぐというのはしんどいから、アシスト自転車というのがありますが、これは本当に私もいつも乗っているんですけど楽です。楽というのはアシスト、要するに自分の力プラス助走してくれるようなもので、これなら5キロメートル、

10キロメートルぐらいまではそれほど負担がない。今から水回りの時期なんですけど、本当、500メートルぐらいでも軽トラで行く、雨の場合はしょうがないけど、だから全部車だけけど、これを歩くかどうかしないと、軽トラでは行けない、水の世話に行けないから、せめてそういうので移動するという手段が欲しいということです。ちょっとそういうことができるかどうか。

それから、先ほど町長が申されました、これは返納者についてと同じことなんですけど、免許証がない人にバスの利用券だったかな、65歳、どのぐらいの金額になるんですか、わけはなく出すわけではないでしょう。ちょっとこの2つをお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、先ほど答弁をさせていただきました自主返納した際にバスの年間利用券を交付しますということでございました。これは交付をいたしましたら向こう1年間有効でございまして、実際にその利用をされた方がお金を云々ということではなくて、その1年間は何回乗っていただいても結構でございます。

ただ、当然、それに係る経費が発生しますので、これはバス事業者のほうへ差し上げると、ですから自主返納をされた方、1人について向こう1年間3万円をバス事業者さんのほうへお支払いをして、バス利用券の交付を受けた65歳以上で返納された方は1年間はそれを使ってバスに何回乗ってもいいと、こういうつくりでございます。

ですから、自主返納された方がそれをやることによって一定の制限があるとか、それから経費が発生するというものではございません。ただ、当然、使い勝手も問題はあろうかと思えます。バス停まで遠かったり、それから今度は便数が少なかったりというような、そうした幾らか煩わしさもあろうかと思えますが、制度のつくりといたしましては、返納されたら向こう1年間はバスの利用の制限回数はございませんし、経費につきましてもバス事業者様のほうへお支払いをするということでございます。

それから、高齢者の方のそうしたことが、今、大変、多くなってきたということで、これはやはり統計的にも高齢者の方の事故率が高くなっているという、これに尽きると思えます。春と秋、今は夏の交通安全運動期間もございしますが、それぞれ重点目標も警察のほうで定めていらっしゃいますが、いつ何どき見ても重点目標の中には高齢者の事故防止とか、高齢者による自転車による事故防止とか、夜間反射材を付けましょうということでございますので、やはり一様に高齢者の方が事故に遭遇する、事故に巻き込まれる件数の比率が高いんだろうということだと思えます。

それで、先ほど運転技能検査のお話もございましたけど、私も、多分、議員もお持ちだろうと思えますけど、どの程度か、私も受けたことがございませんから程度のほうは分かりませんが、内容といたしましては、指示速度走行であったり一時停止であったり、右折、左折、信号通過、段差の乗り上げとか、こうしたことを検査するというので、実際にコース内で車の運転をして

いただいて、今、申し上げましたような一時停止であったり、交差点の右折、左折などの課題を実習するということであるようでございます。

やはり75歳を超えた方、私の母もそうでございますが、実地をすると非常に難しいということで、運転教習所に行って1回目、2回目、3回目と通ってやっと運転免許の更新ができたような状況でございましたが、これは我々も行く道でございますが、加齢とともにそうしたことはやはり難しい部分が出てくるんだろうと思います。

ただ、そうしたことをクリアしていただかないと、無条件に運転免許の更新をすると、先ほど言いましたように高齢者の方がやはり尊い命を落とすような事故に遭う比率が高くなるということでの対策であろうかと思っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

それから、自転車のお話でございました。実施できるかどうかは別にして、いい御提案を頂いたなと思っておりますから、多分、言われるところは自動車免許の自主返納をされて、今、バスの利用券だけだけど、場合によってはそうした自転車もそれに代用することができるのではないかなという趣旨でしょうか。私はそういうふうに理解をしましたが、これができるかどうかという検討はさせていただきますけれども、ただ、これも先ほどの車と同じでございますが、車の免許はなくて運転をしなくなったけど、結果的にその自転車とか、今よく町で見かけるのは電動三輪と言うんですかね、これもありまして自歩道を走行していらっしゃる方をよく見かけますが、これもやはり同じことでございますので、そちらのほうへ振り替えたことによって結果的にまた事故に遭うということでは何のことか分かりませんので、いろいろなことを検討させていただく1つの手段と言いますか、選択肢としての御提案だと思っておりますので検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 先ほど返納者と言われたんですけど、これは自主的に、今、私が言うのは、更新時に更新を受けられない、これも返納になるのかどうかということと、それから、町長が今、言われた例えばアシスト自転車にするとまたそれで事故を起こす、これは何でも全て100%ということはありません、町長がいみじくもおっしゃったが、まだ経験がないから分からないんですよ、昨日もちょっとそういう答弁をされた、病気をしたことがない、そういう障害が起きたことがない、だからというふうなちょっと冷たい答弁をされたので、私もどうかなと思ったんですが、要するに経験がないと分からないから痛みが分からない、私たちはもう高齢者で切実な問題なんですよ、それで、それならもう年を取ったら家に籠っておれということが一番いいんですよ、外にも出ないし金もかからない。ただ、そういうふうになると、昔のうば捨て山じゃないけど、もういらぬ者は山へ捨ててしまえというのが檜山節考という物語で、これも今だったら大ごとですよ、山へおむすびを幾らかあげて母親を置いていくというシーンがここに

もあるんですけどね、1人で山の中に置かれてもうそのまま死を待つという、これは姥捨て山と言われておったんですけど、今はないと思いますが、それに似たようなことがあるかも知れません。それで、やっぱりせつかく生まれてきてずっとやってきて生きてきて、それでいろいろな経験もしたわけじゃないけど、年を取ったらいらぬというような発想が世の中にあると大変困ったこと。年を取っても人は人、憲法の下に保護されている、豊かで健康で楽な生活をするというのは保障されているのに、そういうときはもうしてやらないというのでは世の中うまくいかない。今さっきちょっと言いましたが、返納ではなしに更新が受けられない人も対象になるのか、あなたは自主返納したからこれをします、今から特に75歳以上は更新が難しくなる、全然、違反が3年間ないという人ももちろんあるわけですが、この違反もさっき言いましたように、スピード違反、ちょっと超えたらもう駄目、もちろん罰則があるわけで、罰則には例えば10キロオーバーは幾らとか、そういうふうに点数とかがあるわけだけど、この分だけはもうするかしないかで決まってしまう、ほかにもあるんですよ、それは確かに認知症と思われるような事故もありますね、逆走とか、信号無視とかね、だから難しくなるので、ちょっともう1つ聞きたいのは、先ほど返納者についてと言われたんですが、こういうふうな更新ができない人にも対象になるのか、それから、アシスト自転車というのは自分でこがなないといけない、電動カーは乗ったらボタンを押したらずっと走るのを言うわけですけど、事故はもちろんありますよ、歩いていても事故になるんだから、何をしても事故はあるから、ただ、その確率が高いということかも知れませんが歩いていても事故に巻き込まれる。それで、もう一度、町長に考えてもらいたいのは、限定するわけではないけど、アシスト自転車に助成するお気持ちがあるかどうかということと、今の免許証の更新がうまくできなかった者に対しても、この返納者と同じような切符かな、そういうようなものがあるかどうか、ちょっとこの2点ほどお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず初めに、議員のほうからこれまでの答弁の中で私のほうから冷たいような答弁があったというふうな発言がございました。もしそういうことがあったのであれば、この場を借りてお詫びを申し上げたいと思います。ただ、そうした気持ちで言ったつもりはございませんので、そこのところはお酌み取りをいただきたいと思います。

それで、今、お問い合わせがございましたが、冒頭に申し上げた高齢者の方の自主返納に対してバスの利用券を1年間のものを交付させていただくということでございまして、今、議員のほうから御提案のあったのは、運転免許を75歳以上の方が更新をするときに結果的に更新できなかった、そうした方に対しても今のような制度が適用できないかということだろうと思います。端的に申し上げて、現状の今の制度のつくりの中では対応できません。これははっきり申し上げます。ただ、そうした御提案でございまして、そこについては検討させていただきたいと思

ます。

ですから、言われるところは、結局、今回の道交法の改正で75歳以上の方が過去3年間で違反歴があるとなしでまず違うわけですが、違反歴がなくて、そして認知症のおそれもない、そうすると高齢者の講習を受けて、そのまま運転免許証を更新できる、これが一番多いパターンだろうと思いますが、そうではなくて違反歴がなくても認知症のおそれがあるというふうには認知機能検査で検査を受ける、そしておそれがあるのではということなので今度は診断書を取る、その結果としてやはり認知症と診断されれば運転免許証の取消しがある、それから、もう1つのパターンは先ほども御紹介ございましたが、過去3年間で一定の違反歴があれば、これは御紹介があったように運転技能検査を受けなければならない、これで合格しなかったら結果的に更新ができないと、こういうことなんです、今のようなパターンの中で、結局、更新ができなかった高齢者に対しても1年間のバスの利用券の交付を対象にさせていただきたいという趣旨でよろしゅうございますかね。これはまた検討させていただきたいと思います。

それで、もう1つ電動アシスト自転車のお話でしたが、これは先ほど申し上げましたように運転免許の更新で結果的に免許の更新ができなかった、運転免許がなくなったと、こういう方に対してもそうした今のバスの利用券と併せて別のいわゆる手段として自転車であったり電動アシストの自転車であったり、そうしたことも対象にさせていただけないだろうかというような、御提案にあったのはそうした趣旨もあるわけでございますよね。分かりました。

今日の段階でそれではということには当然なりませんけど、いろいろなことを想定しながら、もう1つは、大原則は安全性の問題だろうと思いますので、そうしたことも勘案させていただいて、また少し時間を頂いて、担当課は総務課になりますが検討させていただきたいと思います。

それから、安全性のところと言うと、我々行政だけではそういった知見もございませんので、警察のほうにもいろいろな御相談もさせていただきながら、協議もさせていただきながら、検討を加えていきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ぜひ前向きに、検討したら駄目というのではなしに、かなり実現できるような検討をひとつやってください。

今の自転車の話ですけど、ただ助成をしてというのではなしに、これは健康のためにもいいんですよ、自転車に乗るということはね、歩くのもいい、そういうもちろん健康のためというものもある、こぐのもやっぱり汗をかく、そうすると家に籠っているよりは外へ出たほうが認知症になる可能性も低いという統計もあります。それを先ほどちょっと言いましたが、年を取ったらいらないというふうな考えにならないように、ムード的にやってもらう施策を取ってもらいたい。

私の質問で、現在、高齢者のためのいろいろな助成があると思うんですが、それがどのような

ものかというのはちょっとまだお答えになっていないんですが、要するに、ただ生きるだけではなしに健康寿命を延ばす、健康寿命というのは、今は大体、男女とも、女性のほうはちょっと長いようですけど、健康寿命は80歳ぐらいになったかと思うんですが、ただ寿命で生きてさえいればいいということになれば、100歳、八十何歳かな、それは段々延びると思うんですよ、皆さんも町長も今から15年したら75歳になると思うんですが、誰も皆そうです、1年で1つ、今、60代の方は1年に1つ取るって言うんですよ、70代は1か月に1つ、1つというのは年を取る、80代は1日に取る、私は身近に感じるんですが、確かについこの前は歩いていた人が車椅子になったり、要するに早いよね、それで何が言いたいかという、年寄りが段々増えるから、今、高齢化だし高齢社会、それでも私も御飯を食べないといけない、それで食料問題も出てくると思うんですが、年を取ったらもう飯は減らせと、食料問題もそうですが人口問題も、今、町長どのぐらい全世界に人がいるか、今は80億人、ついこの前までは60億人と言われていたが、急速に増えて、恐らく100億人にはなろうかと、そうすると食料の取り合いになると、今でもどこやらで戦争をしている、あれは領土を広げるというためにやっているか分からないけど、ああいう領土を広げて食料を確保する。以前、隣の中国なんかは食料の輸出国だったけど今は輸入国になる、ないから、文化程度が高くなるとどうしても食べ物が贅沢というか、肉を食べるようになる、牛1頭の肉牛を、その1キロを取るためにトウモロコシを7キロ与えないといけないと、トウモロコシだけだったらいいけど、牛1頭それぞれで穀物があるというふうに言われている、それで、その食料も段々耕地が減ってくるわけね、開墾してやればいいけどそういうわけにはいかない、ブラジルのほうでどんどん森林を切っていくと、そこが砂漠化するというふうなことを聞きました。だから、今、食料生産というのは頂点、人口は増える、あれはよそのこと、そうはいかない、日本も食料の90%は輸入している、金があればいい、金があっても向こうに食料がなかったら自分が食べるために輸出する人はおりません、と思います。

そうなると、やっぱりそういうふうな現実、先を私らはよく言われるように先はないんじゃないかと、それはそうですよ、今から30年も生きることはないが、子どもたちはそうはいかない。だから私たちは先が短いからどうだろうといいというふうな考えは年を取るとありません。むしろそういう負の遺産を残さないというのが我々年寄りです。それで、現在、高齢者の助成がほかにあるかというのを聞いたのはそこなんです。要するに年寄りには大切にしないといけないということなので、食料問題はこれとはちょっと違うんですが、関連するので一言述べさせてもらいました。

先ほどから言いました、現在、高齢者に対する助成はいろいろあると思うんですよ、端的にどういふものが、これは切りがないですよ、社会保障の中でこうだというのがあると思うので、その辺の具体的なものでいいですよ、こういうものとか、あるのかないかをまず、社

会保障関係ということになれば医療費云々とかあると思うんですが、多すぎて答えられないということだったらそれでいいですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告の後段の、現在、高齢者のための助成はどのようなものがあるかということは、そういうことだったということが、今、初めて分かりましたので、私の答弁、大変失礼いたしました。あくまで高齢者の移動手段に助成という、こうしたタイトルでございますので、私が先ほど答弁させていただいたように、今、高齢者の方に対してのいわゆる交通安全とかそうした趣旨での制度、助成内容をということでお答えをさせていただいたつもりでございます。

これで言うと、答弁しましたように自主返納の部分とそれからデマンドバスが廃止になったところの木部谷・大野原と立河内・幸地地区の部分と、それから、当然、金山谷、これもバス路線がない、立河内・幸地もそうなんです、そうしたところの事例ということで2つだけ紹介をさせていただきましたが、高齢者の移動手段ということに限定するとその2つでございます。ほかはございません。

ただ、それ以外、それも含めていわゆる社会保障全般ということになりますと、これはもう膨大なものがございます。今、私がここで御説明するのはとても私1人では答弁もできませんけど、役場のセクションで言うと、一番多いのはやはり保健福祉課だろうと思います。それ以外のところもいろいろと手持ちの高齢者の方に対しての助成制度は持ち得ておりますので、また、その場、その場、その折、その折で必要なものがあれば役場のほうへ問い合わせをしていただいたらなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 私がくどくど言うのは、年を取ったら住みにくくなる社会ではいけないと思うんですよ、むしろ年を取って元気になる社会、今日、高校生が昼から来られるというので、それはいいんだけど、若い者が元気ということは年寄りが元気がないと若い人も元気にならない、年を取ると大変になるんかいなというのだったら、それはおもしろくも何ともないけど、まあまあ適当にやろうということになって同じようなことを繰り返す、年を取っても元気な社会をつくるように、町長ひとつ、やっではおられると思うんですよ、具体的にそういうふうなことをやってもらうように、今のようないろいろな問題が次々に出る、それを今までの年を取った経験、ただただだらだらと生きてきたわけじゃない、経験もあるし知識もできた、ただ体力が落ちる、これは私個人的に言うと、20歳から30歳ぐらいまでは米の1俵、1俵というのは70キロぐらい、70キロぐらいは持っていた、今は30キロがなかなか持てない、それで助成というのは、今、それを持たないといけないけど持てないから人を雇うようになるんだけど、アシストスーツというのがある、ああいう補助具、そうすると重い物でも持てるようになる、そういうこ

とも1つ考えておいて、年寄りが楽にと言うとおかしいんだけど、そういう生活ができるように、町長はまだお若いから感じないかも分からないけど、年を取ったら感じますから、今のうちに考えておいてもらいたいと思いますが、何かそういうことで年寄りが元気になるような、今、具体的にと言ったらまた難しいかも分かりませんが、何かお考えがありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私もう62になりましたから段々高齢者の部類に入ってますけど、いずれにしましても、先ほどいろいろなお話がございました、人口問題であったり食料問題であったり環境問題のお話もあったかと思いますが、いずれにしても吉賀町はいろいろな計画を持っておりませんが、その根幹はやはり生涯現役で皆さんが生き生きとこの町で暮らしていただくというのが一番だと思いますので、子どもさんからお年寄りまで本当にみんなが主役のまちづくりをしていきたいなというふうに考えております。

様々な形で御指導いただきながら、議員の皆さん、それから町民の皆さんからいろいろな意見をお寄せいただいておりますので、しっかりそれが今度は行政の施策の中で反映できるように我々も頑張っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 私が言い出したら切りがないことになるので、ここでやめますが、先ほど言いましたように、私もまだ勉強しております。勉強というか学習、要するにもうやめたという、よく言われる終活という言葉は本当に嫌い、終活というのは死ぬ準備をする、死ぬ準備をなぜしないといけないのか、放っていても誰もが死ぬわけだから、だけどそれをなるべく生きて社会のために働きたいというのが高齢者です。その辺をひとつよく、今回の町長答弁で大体前向きに検討するという事だったので、その辺をよくお考えいただきまして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、6番、松蔭議員の質問は終わりました。

ここで、昼休み休憩といたしますが、午後は1時30分から再開します。

午前11時54分休憩

.....

午後1時28分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の一般質問を行います。

最後となります。11番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、2点通告してあります。

まず、町民の移動手段についてということでお尋ねします。

吉賀町地域公共交通網形成計画の事業スケジュールで、各項目について、目標、事業内容見直しを検討、実施となっていますが、状況をお聞きます。

また、利用者数の評価指数に変わりはないか、お聞きします。

吉賀町バスマップの次のことについてお聞きいたします。

運賃で、旧六日市地区と柿木地区で違いがあります。統一できないのですか。お聞きします。

六日市病院に行くのに、旧六日市地域からですと300円。それが、柿木地域からなら、乗り継いで1,450円かかる地域もあります。六日市病院の経営改善計画に、患者数の増加を図るなどの改善策が盛り込まれています。町民が受診、利用しやすいよう、交通アクセスの改善が病院の支援策にもなるのではと思います。

また、両庁舎に行くにもアクセスも運賃も違いが出ます。

町内どの地域に住んでいても同じサービスが受けられることが基本だと思いますが、まず、町長にお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員、町民の移動手段についてということで、まずお答えをしたいと思います。

まず、1点目は、吉賀町地域公共交通網形成計画の進捗状況についての問い合わせでございました。

現在、計画に沿って公共交通の再編に向け、実施をしております。主な取り組みといたしましては、計画策定以降、一部地域においてタクシー助成制度の本格実施や、六日市デマンドバスの区域運行化、広域線・柿木地区デマンドバスの増便を行いました。

再編後の評価検証につきましては、一定期間のデータ収集後、実施状況をお示しできるものと考えております。

それから、事業スケジュールについてでございます。進捗度合いについて少し触れておきたいと思いますが、事業内容、項目で申し上げますと10項目の設定があったかと思いますが、おおむね、その3分の2につきましてはスケジュールどおり進んでいるわけでございますが、残り3分の1、具体的に申し上げますと市街地循環線、それから乗り継ぎ拠点の問題、それから愛称の設定、さらには情報提供や運転手確保に対する支援制度、こうした5項目、約15項目のうちの3分の1につきましては、スケジュールが若干ずれているということを申し添えておきたいと思っております。

また、現時点で、評価指標であります年間利用者数3万2,300人につきましては、変更の予定はございません。

それから、運賃についてでございます。具体的には、六日市交通広域線の運賃についてござ

いました。柿木地区以降につきましては距離制運賃となっております、利用者の皆様にとっては負担を感じるかどうかというふうに思っております。

しかしながら、運賃収入につきましては、交通事業者の運営に直結するものでございますので、慎重に協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 運賃が、やはり先ほども申しましたが、町内どの地域に住んでいても同じことが基本だと。それで、旧六日市地域は六日市病院までの乗り入れのバスが循環しているわけですが、柿木地域から六日市病院ということになりますと、どうしても乗り継ぎ、それから便も少ないということで、時間もお金もかかるということは、やはり少しでも埋め合わせていただきたい。

六日市地区が300円なら、旧柿木地域は300円、どうしても柿木がこちらへ上がってくるということになると、300円と300円で600円とか、そのぐらいまでで何とかこれから先、六日市病院を受診するということになると、やはりそういう応援も必要ではないかと思っ

ているんですが、いま一度、御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 運賃のことにつきまして、統一的な対応をという問い合わせでござい

ます。

これまでの経過であったりとか、そうしたこともあろうかと思えます。

具体的なことにつきましては、所管いたします企画課長のほうから答弁させていただきたいと思

います。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。これまでの経過、具体的なことについてお答えさせていただきます。

現在、御存じのとおり、吉賀町内は2社の運行会社がバスを運営しているところでございます。1社が六日市交通さんでございまして、本社が六日市地内にあるということです。それで、その交通会社が運行するバスが、広域線と高尻線、蓼野線、あと六七線といひまして七日市まで行くバスがござい

ます。この路線につきましては、いずれの場合も六日市までバスが戻ってまいりますので、蓼野から六日市まで、例えば高尻から六日市まで路線が直行しておりますので、1本で来ることができます。

しかしながら、今もう一方の柿木産業が運行している地域につきましては、広域線は通っているものの、そこまで接続する路線をデマンドバスで運行しているのが実態でございまして、どう

しても乗り継ぐことになってしまいまして、料金も割高になっているというのが現状でございます。

この点につきましては、もう1つの広益線といいます、いわゆる広島から益田へ運行している石見交通というのがございまして、その料金は全て従量制になっているのが実態でございます。

先ほど町長が申しあげましたように、交通事業者との調整や経営とか、いろんな面で調整が必要になってまいりますので、このことはまた、公共交通会議なりで課題として検討していければと考えておりますが、なかなか本社がある場所が違うということで、どうしても路線が多い場所と少ない場所が生じているというのは事実でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 何点か質問を出していますので、とりあえず質問させていただきます。

次に、運行表、ダイヤなんですが、広域線の第2便の折り返しについて、回転場も国道上でなく、旧道の左鎧地区に入り、入り口のところを利用されたらと思います。そこで、やはり車内の点検や車両の点検、行き先表示の変更など、乗務員も大変と思いますが、少しの時間も必要と思います。

やはり、国道でバスを回転するというようなことは避けたほうが良いと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ダイヤにつきましては、とりわけ広域線第2便の新畑バス停での折り返しの点についてでございます。

お話もございましたが、町のほうといたしましては、安全な運行が当然行えるように、回転地点それからダイヤ調整等につきまして、運行事業者の六日市交通のほうと連絡を取りながら、調整をしながら対応をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） やはり、乗務員の状態とか、いろいろと安全運行を担保できるかという大きな問題があると思います。車両の点検とか、車内に荷物の置き忘れがないとか、やはりそういう基本的なこともできる時間が必要になってくると思っておりますので、これも検討していただきたいと思います。

そして、次に停留所のことですが、バスマップの中に乗り継ぎイメージで、柿木商工会前・柿木温泉口が設定されていますが、待合環境に問題があると思います。広域線、広益線の国道本線上で停車し、乗降する危険な停留所もあります。

特に、柿木温泉口は大変危険と思います。一般通行者にも負荷になると思っております。

そこで、広益線のルートを元に戻し、道も橋も広くしました。待合所もでき、トイレもあります。医院も近くにあります。そこを通っていただきたいと思います。そして、柿木公民館前に花壇の植え込みがあると思うんですが、そこを広くして上下線の停車場にしたらどうでしょう。本線ではなく、公民館前に入っていくほうがいいと思います。

また、六日市駅も同様で、広島方面はサンエムの駅の前に入っていきますが、益田方面に向いては、町道上に停車し、乗降されると思います。これも、安全地帯に入り、事務所の前に入って乗降できたら町道がスムーズに通行できるのではないかと考えておりますが、町長、お考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、停留所についてということでございまして、具体的には広益線の運行経路の変更、それから柿木市街地の待合環境整備についてのお問い合わせでございました。

石見交通が運行いたします広益線、「清流ライン高津川号」でございまして、これにつきましては高速道路を運行するバス路線ということもございまして、町内を運行する路線バス車両と比較し、サイズがやや大きめでございます。柿木市街地の道路の幅員、積雪時の対応、乗客数等の問題から、現在は国道沿いを運行しております。

路線バスの利便性向上が求められる一方、運行時における安全確保も必要でございまして、広益線の運行ルート変更につきましては、現在協議の予定はございません。

石見交通広益線、六日市交通広域線の運行経路に相違はありますが、現状を踏まえて、柿木市街地内の乗り継ぎ拠点の設定、待合環境の整備について検討してまいります。

また、柿木公民館前や六日市駅停留所の御提案もいただきました。現状の場所での拡幅につきましては、周辺の建物あるいは道路構造などの関係から、このことにつきましては極めて困難なものかと判断しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 柿木村の時代から、今の公民館の前の国道の交差点は、何回も改良されてきました。

いろいろと当時の一番いい方法を採用されたと思うんですが、やはり、はとのゆがあったり、また公民館へ集うという、そういう大きなことも担っていると思うんです。公民館にも行けない。

そういうことで、もう一度旧道に戻してもらおうか、この前から提案していましたが柿木の道の駅に入って、停留所といっても、これもなかなか聞き入れてもらえません。

石見交通さんに関しては、県の補助が出ていると思われるんですが、吉賀高校生も通学にかな

り使われております。いろいろと町も協力しているところが大きいと思うんです。何とか、やはり国道にバスを止めるとか、待合所も何もないところで待たないといけないとか、こういう改善できることが、やはり取り組んでほしいと思うんですが、もう一度、御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁をしたとおりでございますが、特に石見交通の柿木の、いわゆる連担地の中への乗り入れの件でございますが、当然、石見交通さんとの協議は必要になりますけど、やはり車両の規格が大きくなったり、とりわけ、この六日市の町中もそうなんでございますが、幅員の問題であったり、特に冬場の積雪の問題でございますけど、大変な状況になりますので、なかなかバス事業者のほうでそうしたことからコースのほうを元に戻すということには難しい部分もあろうかと思えます。

それから、道の駅のお話もございました。以前から、7番議員のほうには御提案もいただいております。

1つには、道の駅自体の規格の問題もあろうかと思えます。乗り継ぎとか結節点の問題もあるわけでございますが、いろいろな困難な課題といえますか、ハードルもあるわけでございますけど、いろいろ皆さんの御意見もいただきながら、検討は引き続きしてまいりたいというふうに思っています。

現状で今、していないから、やっていないから全て無理ですと、こういうことではなくて、御意見をいただきながら検討させていただきたいと、引き続き検討させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 運行事業者の乗務員の方が、冬に、積雪時にあの道を入るとするのは本当に大変だと思いますが、やはり町は町民の利便性を優先して、やはりそこを事業者と掛け合ってほしい。大変だというのは分かります。あの大きいバスを町中へ持って入るとするのは、それは分かりますが、やはり停留所に待合所がないとかいうのも、本当に大変だと思うんです。何とか改善できるのであれば、改善をしてほしいと思っております。

次に、午前中もありましたが、運転免許自主返納者への支援、高齢者への支援ということでお尋ねします。

タクシー利用券、今、一部やられておられますが、自己負担もあり、実証実験でやられておられますが、この制度をやはり検討されては。法人や個人でも、タクシー会社といえますか、そういう会社を設立し、そのことを活性化協議会で諮られて、何とかいろいろな交通体系で、どうしても通勤・通学は大きいバスを使うんだと。日中の病院に通院とかいろんなことは、やはり小回りの利くタクシーにする。デマンドバスも必要なところで止まってあげますと言いますが、やは

り車両が大きいために入れないところもあるかと思えます。

そして、午前中にもありましたが、県内各自治体で返納者へのサービスも変わってきていると思います。吉賀町は、3万円の1年間有効の乗車券を配布する。ほかの市町村は、同じ3万円の金額でも、乗車券にして、それを2年、3年と使用できるように、また2年目は半額になるとか、いろいろされている市町村もあります。

やはり、使い勝手のいいように、タクシーでも使えるように、それも1年だけでなく、2年、3年と利用していけるような、幾らこういう制度ができて、利用者が利用できなかつたら意味がないと思うんです。利用しやすいような、これができて何年もたつんですが、随時改善されていってほしい。よその市町村も見ながら、よいサービスを行ってほしいと思うんですが、町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続いて、運転免許自主返納それから高齢者の支援についてということでお答えをさせていただきたいと思えます。

御存じのとおり、既に一部地域においてタクシー利用料助成制度を実施しておりますけど、導入の背景には、既存の路線バスのバス停から遠隔地にある地域であることや、利用者が極端に少なく、路線バスの運行が極めて非効率な地域であるといった状況もございます。

町としては、吉賀町地域公共交通網形成計画に沿って取り組む上で、全町的なタクシー利用料助成を実施するのではなく、まずは既存の路線バスへの利用を推進したいというふうに考えております。

住民の皆様の移動手段を確保して、その上で人材確保も含め、路線バス事業者への支援を行ってまいりたいと思えます。

とりわけ、高齢者の免許の自主返納につきましては、今日午前中のところでもいろいろ御議論がございました。これに類する県内の自治体の取り組みの御紹介もございましたが、少し古いデータではございますが、昨年12月の段階で、担当課のほうで調査をかけましたら、吉賀町を含めまして12の市町が同じような支援をしているようでございまして、その対応はまちまちでございます。吉賀町のように、1年間のバス利用の利用券を発行するところもあれば、あるいはバスとかタクシーの利用券を行う、あるいはそれを併用でやるというふうに様々な手法があるようでございます。

それから、午前中のところでは、新たな御提案もいただきましたので、既存のその制度、さらに制度の内容を検証するという事も含めて、御提案いただいた内容について、来年度の当初予算に反映できるかどうか分かりませんが、まずはいただいた御提案について検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） やはり、単年度でなく、2年、3年と継続して使えるという。また、3万円分が1年で使えなかったら繰り越していけるというような方法で、何とかもう少し改善されたらいいのではと思います。

次に、利用者の減少が見られておりますが、町の財政負担は年々増加しています。バスの大型化や燃料の値上がりなどで負担は増えると思われませんが、この計画期間、令和7年となっておりますが、これまで実施されるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、公共交通網形成計画に沿っていろいろなことを改革もしながら、地域の皆さんの交通環境の改善に取り組んでいるところでございます。

今、あります計画も令和7年の3月までという期限をつけておりますけど、これにつきましては、ぜひ続けていきたいというふうに思っております。

ほかの案件、特に地域医療の関係で、吉賀町の財政の収支のほうもお示しをさせていただいておりますが、その関係でかなり基金もこれから5年間で厳しい状況になってくるということでございます。

町の財政健全化を行うということも、今回申し述べさせていただきましたので、それも当然やっていくわけでございますが、とは言いましても全体的には非常に厳しい状況でございます。

現在、この交通の関係でいろんなことを検討させていただいておりますけど、まずは今、この計画にあるものにつきましては確実に実行ができるように検討させていただきたい。実証させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） いろいろと質問させていただきましたが、移動手段については公共交通網形成計画に沿ってやられていると思うんですが、やはりその都度、その都度、皆さんからの要望等がありましたら、それを検討しながら進めていって、利用するのは町民です。とにかく、利用しやすいように対応してほしいと思っております。

時間の関係で、2問目の質問に入っていきます。

町の農業についてということで質問させていただきます。

吉賀町は、製造業の町だと思っております。今朝も話がありましたが、第2期総合戦略で、農業振興を、暮らしの基盤となる仕事をつくりという基本目標を掲げておられます。

米作り、畑作、園芸、特産などの作目で、専業、兼業、自給など区分され、また有機栽培、慣行栽培、自然栽培などの形態があると思っておりますが、町としてどのように振興されるのか。全体として、またそれぞれの分野として計画が策定され、実施されているかお聞きします。

現在、農業用資材、肥料の品不足、値段の高騰が予想されています。脱炭素、脱化石が目標とされています。おいしい農産物を経費も少なく生産していく、そして所得の向上につなげる。でないと、基幹産業にはなれません。

農業で、豊かな食生活を可能とし、あわせて農業がなりわいとしての仕事になるようにならなければ、吉賀町の農業に魅力を感じてもらえないと思います。

また、専業、兼業等の多様な働き方ですが、県は半農半Xを推奨しています。就農目的のU・Iターン者を増やすため、全国に先駆けて、10年度に半農半Xの支援事業を始めました。

京都では、機械部品メーカーが半農半エンジニアを志望するIターン者を社員として採用したケースや、農的農業生活と会社の仕事を両立できるような、双方が望む勤務日数に限定して雇う企業もあると新聞に書かれています。

少子高齢化で、労働力人口の減少は進んでいきます。週休3日や時短勤務など、ライフスタイルに合わせた働き方が求められる時代に、半農半Xをはじめとする副業や兼業の人材を重要な戦力として雇い入れるというような県の方針で半農半Xも行われていますが、労働力の確保という観点からも、もう一度半農半Xをしっかりと検証して取り組むことがいいのではと思います。

そして、まず生産を増やすこと。昨日の一般質問でも、生産量の拡大が急がれると言われておられました。農産物が足りないと、有機野菜もそこでどのように生産の拡大を図っていくか。今は、V1、V2、R1、R2などと表示されていますが、島根県にも「美味しまね認証」があります。

昨日も、町長、紹介されていましたが、このたび美味しまね認証ゴールドの区分のうち、青果物と穀物が国際水準のGAP、農業生産工程管理として農林水産省に認定されたという報道がありました。

そこで、吉賀町の統一規格、吉賀認証を創設されたらどうでしょう。

いくつかの条件を決め、ランクをつける。例えば、有機野菜なら認証1、減農薬野菜なら吉賀認証2、慣行野菜なら吉賀認証3とか、いろいろとあると思うんですが、このような統一表示で消費者にも分かりやすく、また町が取り組んでいるんだという安心感も生まれてくると思うんです。そのことは、生産や販売につながると思います。

町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、町の農業についてということで、前段の部分についてお答えをしたいと思います。

まずは、農業に対しての基本的な私のスタンスについて申し上げたいと思います。

町の基幹産業の一つであります農業につきましては、御承知のとおり、稲作を中心に園芸作物

も広く振興されておりまして、その経営状況は専業でされている方や兼業でされている方、また農法についても慣行農法や有機農法等様々でございます。

そのため、全体の振興としては第2次吉賀町まちづくり計画において、農林業の振興の中で、「多様な農業の共存」を目指し、環境に配慮した循環型そして持続型の農林水産業の振興に努めるということとしております。

特に、有機農業の振興につきましては、吉賀町有機農業推進計画を策定して取り組みを進めているところでございます。

また、近年は議員御指摘のとおり、農業用資材の高騰や米価の下落などによって農業を取り巻く環境は大変厳しくなっております。

そのような中で、所得の向上につなげようと思えば、地域の特色に合った作物の導入、拡大やブランド化等を図る取り組みが必要となってまいります。

本町のような中山間地域は、都市住民を引きつける里山風景や古民家等が点在し、清らかな水や冷涼な気候の下で、良食味の米や有機野菜等が栽培されています。

そのようなバラエティーに富んだ地域資源を宝として活用することにより、経営規模の拡大だけに頼らない、収益力のある農業を目指していきたいと考えているところでございます。

議員のほうからは、半農半Xの取り組みのお話がありました。これも、ほかの議員のところでお答えをさせていただきましたが、島根県は、本当に全国に先駆けてこの半農半Xの取り組みをしておられます。

それで、いつ時点かということでは、ちょっと私も分かりませんが、これまで島根県全体で79人のうち吉賀町は26人ということで大変多いということでございますから、このことは、やはりもう少し深掘りをして、この施策をどういうふうに展開をしたらいいかというのは考えていかなければならないと思います。

それから、生産を増やすということについてでございます。

議員御指摘の吉賀町産品の統一規格についてでございますが、消費者に向けてPRをすることによって売上げを伸ばし、所得の向上が図れるという御意見だと認識をしております。

お米につきましては、平成31年度から認証制度を導入し、一定の基準に達した生産者を認定しておりまして、認定者には今日も傍聴に来ていただいておりますが、吉賀高校の生徒の皆さんがアントレの中で考案をしていただいたものを基調に、吉賀町産米ブランドロゴマークを使用できるということとして取り組みを始めております。

また、有機野菜につきましても、「食と農・かきのきむら企業組合」におきまして、有機JAS並みの独自認証基準を設けておりまして、野菜の農薬不使用ならV1、V2といった認証マークも作成しており、アンテナショップを中心に広島方面では広く認知をされているところでござ

います。

また、吉賀町内の事業所で製造される商品並びに吉賀町内で収穫される産品には、吉賀町ブランドマークも使用できることとしております。

さらに、GAPや美味しまね認証など、安全安心に関する認証制度は既に多く整備されております。

それらの制度の活用を通して、吉賀町産としての魅力を伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

吉賀高校の生徒さんがおられるからということではございませんが、先ほど申し上げましたように、吉賀高校の生徒の皆さんがアントレの中で、御存じだろうと思いますが、こうしたキャッチコピーとロゴマークをつくっていただきました。

これ、私、この職に就任したとき、かねてからこうしたものをつくっていただきたいということで、吉賀高校のほうにお願いをさせていただいて、多分、1年間かかったんだろうと思います。立派なものをつくっていただきました。今、吉賀町ではこれを商標登録して、ほかで絶対使われないように対策を講じているわけですが、これのいわゆる水玉の跳ねたところを稲穂にしたものを、吉賀町産米のブランドをつけたお米ということで売出しをしているわけです。

ですから、こうしたことに対して、いろいろ今、対策を講じていまして、そもそもこの吉賀町のブランドのロゴマークを使っている個人、団体も今22いらっしゃいます。生徒の皆さんが考案していただいたものを、これだけの皆さんが使っているということですし、これは宣伝ではないんですが、私の名刺も裏はそのロゴマークとキャッチコピーで、私は名刺交換をするときには、私の名前を憶えていただきたいですが、まずはということでこの裏を見ていただいて、実は吉賀高校の生徒の皆さんがこうしたことを考えていただいたということをまず申し述べています。

それから、お米の話をしました。先ほど言いましたように、ここを稲穂にしているわけです。お米ですから、ちょっと茶色ですけど、こうしたものをいわゆるロゴマークとしてお米の袋に貼って、これを売出しをしているということですから、様々なところで、今、高校生の皆さんが頑張っていたものを形にしていこうと、売出しに使っていこうと行っているところでございます。

それから、もう1つ、美味しまね認証ゴールドのお話もございました。昨日、ほかの議員のところでも御紹介させていただきましたが、今回、島根県が取り組みをさせていただいて、全国第1号としてその準拠をしているということが認められました。

ありがたいことに、今、吉賀町内でこの美味しまねゴールドの認証を受けておりますのは、今回は青果物と穀物、お米に限定なんですけど、かなりの法人そしてかなりの個人の方が認証を

受けておられますので、いわばお墨付きを国からいただいたということですから、こうしたこともしっかりPRをしながら頑張っていきたいですし、そのことによって、いわゆるその生産現場をしっかり補完しながら生産を増やすということに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 県のホームページにも、県内の有機農業の中核産地として4か所上がっていますが、吉賀町の「食と農・かきのきむら企業組合」も中核産地として表示されています。

また、これまでの取り組みとして有機農業を生き方としての有機農業と、産業としての有機農業の、なかなか県としての方針が打ち出せなかったというようなことも書いてありますが、これからは今の美味しまね認証ゴールド、こういうことがありましたら、やはりいろんな意味で有機農業がどんどん推進されていくと思われま。

そこで、肥料のこと、堆肥なんですが、吉賀認証の共通の条件として、町内で加工製造した堆肥、例えば竹チップや木質チップをベースにしたもの、これをマルチシートの代わりにチップを敷く。これは、有機も慣行も共に肥料として使います。

環境保全型農業を目指すには、有機物を活用した堆肥は欠かせないと思います。それも、町内で材料が供給できるもの、それで作る堆肥。この堆肥を使用した畑や水田での生産された作物については、吉賀認証の対象にするとか、まず土づくりを基本とした特色ある農産物を目指すこと。まず、消費者に選ばれることだと思います。

買ってもらえること、有機野菜も色や形、香りなどいろいろな品質項目がたくさんあると思うんです。ほかの産地に負けない、消費者に選んでいただけるもの、それを目指すべきで、そのためには町独自の堆肥や肥料は欠かせないと思います。

これからは、やはり環境保全、これが伴う、肥料にしても生産工程にしても、いろいろなところでそういうことが加味されると思います。

このことについて、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、堆肥についてでございます。

堆肥につきましては、町内では牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥、米ぬか堆肥、さらにもみ殻堆肥、菌床堆肥と様々な使用がされているわけございまして、近年では竹チップパウダーを使用している人もおられます。

また、近隣から安価で購入されている方や、有機JASの認証におきましては資材証明も必要になるため、市販されている堆肥を購入されている方もいらっしゃいます。

そうしたことでございますので、統一した基準を設けるのではなくて、栽培方法や栽培管理で既存の認証制度を活用してPRに努めてまいりたいと思います。

議員のほうからもございましたが、この堆肥に限らず、やはり消費者の方から選んでいただける、そうしたものをやっぱり使用していく、つくっていく。やっぱり、いわゆるほかのものとの差別化を図っていくということは必要だろうと思いますので、そうしたことを心して、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私も、現に有機農業の生産者の方からも相談を受けまして、やはり堆肥が足りない。吉賀町は、以前椛谷ですか、堆肥工場がありました。菌床シイタケのおがくずと混ぜて生産されていましたが、やはり化学肥料だけでなく、土が元気になるような肥料分というか堆肥で、有機農業にしても慣行農業にしても、とにかく土が元気な肥料を提供していくんだという、何かよそとは違うことをしていかないと、消費者に選ばれる、味だけでなく、やはりその生産工程。

このたびの美味しまねゴールドの生産工程管理が、やはりそういうところで認証を受けておるわけですから、生産する過程も大事に、そういう肥料分も竹チップとかといいますと、これ竹はある程度切っても切っても出てくるもので、町内使うぐらいは尽きることはないのではないか。また、木材チップにしても、昨日もバイオマスの話がありましたが、やはりそういう方向に行くということになると、木材チップも利用する。いろいろな町内にあるものを使って肥料をつくり、それを生産者の方に提供して、有機にしても慣行にしてもつくっていただく。

そして、それが差別化につながり、皆さんから選んでもらえるものになってくると思うんです。

どうしても、この肥料もウクライナの関係で入ってこなかったりとか、リン酸も何年か前に入ることがなくて不足しかけたこともあったということを知っておりますが、よそからのものでなく、地場にあるもの、これを利用していくという、やはりそこを大事にしてほしいと思うんです。

そして、販路ですが、昨日の一般質問でも町長答弁されておりましたが、町のアンテナショップ、ここの利活用に町ももう少し積極的に関わるべきだと思います。新たな販路を開拓すると、時間も経費も大変かかると思うんです。

そこで、やはり今あるアンテナショップとか町内の2つの道の駅もあります。人の交流のある施設など、町が中心となり販売戦略を進めるべきだと、売れることが生産につながるのだと思っております。

どうしても、ここに力を入れないと、できたものが他の産地に負けてしまったら意味がないです。売り負けないように、しっかり販売戦略ができるように、町が本当にしっかりと戦略を持つ

て進めていくべきだと私は思っているんですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 販路の拡大についてでございます。これも、ほかの議員のところでお答えをさせていただきました。

やはり、販路ということになりますと、町内でいいますと2つの道の駅、「やくろ」と、それから「道の駅かきのきむら」がございますし、もう1つは、広島廿日市にあります吉賀町のアンテナショップでございます。それから、もう1つの形態といたしましては、ああして広島を中心に、かなりのところで店舗を中心に、吉賀町の産品が引き合いになっておりますので、この3つをやはり基本に考えるべきだろうと。町内における2つの道の駅、それから廿日市にあります吉賀町のアンテナショップ、さらには山陽圏、広島、廿日市におけるいわゆる店舗での販売。

それぞれ、消費者の方は、お客さんは違うはずです。ですから、どうした方が道の駅に来られている、どういった方がアンテナショップに来られている。それから、どういった方が店舗に足を運んでいただいている。こうしたことをしっかりやはり分析をする必要があるだろうと思えます。

皆さんが求めておられるニーズに合ったものを届ければ、必ず売れるわけでございますから、そこはやはり分析をしていくということが大事だろうと思えます。

もう1つ、必要なのは、生産者の方、道の駅に出していただく方、アンテナショップに出していただく方、店舗に産品を届けていただく方、こうした方に対して、どうしたものが売れた、いつ売れた。ですから、その販売と申しますか、消費形態をフィードバックしていくというのも必要だろうと思えます。

そこら辺が、やっぱり連携が、これまでシステムの動いていなかったかと思えます。何より、一番大事なのは生産現場ということでございますから、吉賀町まちづくり計画にもありますが、一番の大事な部分は生産基盤を確立させる。これは、ただ単にソフトだけでなくハードもそうだろうと思えます。

それをした上で、よくほかの議員さんも言われますが、いわゆるサプライチェーン、生産から流通、最後の消費のところまでをいかに連携づけていくかということだろうと思えますから、農業も全く同じだろうと思えます。

販路の拡大、今、いろいろ御提案もございました。私の考えといたしましては、3つの形態をしっかりと分析をしていく。それを、また状況を生産者の方にフィードバックしていくということが大事だろうと思えますので、そうしたことに気をつけながら、配慮しながら、御提案のあった販路の確保というところにつきましては対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど紹介しました、吉賀町は有機農業の中核産地でもあります。やはり、しっかりとリーダー的に進めていくべきだと思っております。

いくら吉賀町の有機野菜が昔からあったといえども、他の産地と競争の中にあり、消費者に選ばれなくては意味がありません。付加価値をつける、そして、そのことで高く売れる。収入につながっていく。なりわいとして成り立つ。そして、定住にもつながっていく。販路の確保が一番大事だと思っております。

そのためには、今、堆肥の一元的な供給とか、やはり町として応援できる販売戦略で持っていくとか、規格外でも売れ残りなく売れるといういろいろな戦略を立てるべきだと、そうしないと島根認証を県が受けられても、それにやはり町も町なりに頑張っていかなないと、いいチャンスだからと私は思っているんですが、どうしても竹チップや木質チップをベースにしたマルチシート、ビニールとかマイクロプラスチック、ああいう化学製品でなく、昔からのわらを敷いたりというようなチップを敷いて作るんだという、本当、自然に優しい、環境に優しい農業を吉賀町は目指しているんだというアピールにもなると思うんです。

販売戦略も、町が軌道に乗るまで、やはりしっかりと進めていくべきだと思っております。

もう一度、町長にお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まちづくりの基本は、農業に限らずそうでございますが、全て吉賀町のまちづくり計画に沿って今、行っているわけでございまして、特に、産業分野で言いますと、農業も含めまして、「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」といった命題で行っているわけでございまして、農林水産業の振興、冒頭で申し上げましたように、いろいろな形態がありますけど、とにかく多様な農業の共存ということでございますから、歴史のある有機農業もそうございます。一方では、慣行農業も頑張っているわけでございますから、どちらがということではなくて、まさに共存できるような形でやっぱり取り組んでいかなければならないと思います。

先ほども申し上げました。まずは、やはり生産現場が一番大事でございますので、ここに依拠した対策を講じていかなければならないかと思えます。

その上で、いかに消費者の方に選んでいただいて、物が売れていくか。そうすると、農家の方は経済的にも豊かになって、また次の再生産ができるということでございます。

ですから、しっかり物をつくって、しっかり売って、それで生産性を上げるなりして経済を循環させていく。ひいては、それで健康増進にもなるわけでございますので、いろいろなことを取り組みながら、とりわけ農業については頑張りたいというふう考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 民間主導で行っていけばいいと思うんですが、やはりまず、ここ

まで道の駅とアンテナショップとが販売先も町のほうが関わられておられますので、もう少し、軌道に乗るまで町が関わり、そして民間に出していくというような方法を取っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、最後の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了しましたので、これで散会いたします。御苦勞
ありがとうございました。

午後2時25分散会
